設ケ陣記無記名投票ヲ以テ之ヲ選擧ス選擧ハ部ニ從屬スル部員ヲ選擧權者トスルモ組合ニ對スル義務ヲ果サヽルモノハ其期間ノ選擧權ヲ中止ス當選ノ決定ハ第四十三條ノ例ニ依ル

同 第四十七條選擧會ハ組長ヲ選擧長ニ任シ部長投票管理者トナリ部員中ヨリ選定セル貳名ノ立會人ト共ニ之ヲ執行ス

同 第四十八條選擧會ハ組長ニ於テ選擧會ノ日、時、場所ヲ定メ選擧スヘキ議員ノ數ト共ニ壹週間以前ニ之ヲ公示スヘシ

同 第四十九條役員代議員ノ任期ハ四ケ年トス其補缺員ノ生シタル場合ハ第四十四條ニ準據ス

同 第五十條選擧ヲ終了シタルトキハ選擧顧末ヲ記載シタル記錄ヲ作成シ立會人ト共ニ署名捺印シタル書面ヲ添ヘ選擧長ニ報告スヘシ選擧長報告ヲ受ケタルトキハ當選者ニ通知シ其旨組合員ニ報告スヘシ

第八章 第五十三條評議員會ノ議長ハ組長ヲ以テ之ニ充ツトアルヲ「評議員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム」ト改ム

重要物産同業組合法ノ原則ニ據リ訂正セサルヘカラサルヲ以テナリ

同 「元五十三條ハ第四十五條ニ。元五十四條ハ第四十六條ニ。元五十五條ハ第四十八條ニ。元五十六條、第四十七條「部長ハ其部ノ」ヲ削除シ以下ヲ第五十條ニ。元五十七條ハ初首ニ「役員及」ヲ加ヘ第四十九條ニ改ム

右各條ハ新設選擧ノ款ニ併合シタルニ依リ條項位置ヲ變更セリ

同 第六十條ニ元四十二條ヲ配置ス「組合會ニ於テ役員ノ解任ヲ決議スルニハ總代議員三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス」此場合同時ニ補缺選擧ヲ行ヒ殘任期ヲ補足セシム

同 第六十五條ノ但書中ノ「糸絽染業ハ色染黑染生藍染ノ三部ニ之ヲ」迄ヲ削除ス

黑染生藍糊染ハ均シク糸染業ヲ營ムモノニシテ現時二部共ニ微々トシテ振ハス糸黑染ハ四戸生藍糊染ハ六戸ニ過キサルヲ以テ糸絽色染ノ一區トシテ存スルヲ可ト認ムレハナリ

同 第七十六條委員ノ選擧ハ「代議員ノ條項ニ準據スヘシ」ト改ム

第十章 第八十六條ノ一項初首ニ「第十七條及」ノ文字ヲ加フ

第十七條ニ於テ組合員ニ對シ屆出ヲ命シナカラ之ニ違反スルモノニ之ヲ責ムルノ法ヲ缺クヲ以テナリ

同 同第七項ノ次ヘ(八)項ヲ新設シ左ノ條文ヲ加フ

(八)第三十六條十一項ニ違反シタルトキハ其事實ヲ調査シ評議員會ニ於テ其處分法ヲ定ムヘキ義務トシテ公示セルモノニ之カ違反ニ對スル處分法ナキヲ以テ之ヲ設ク

右ノ外植字ノ訂正スヘキモノ印刷ノ誤リ或ハ改正條項ニ伴ヒ變更セシモノアレ共附議スヘキ性質ノモノニアラサレハ之ヲ省略ス

◆第二號

大正十四年度本組合經常費收支決算表

收入ノ部

科目	本年度豫算	本年度決算
第一款 組合經費	二四、九二〇・〇〇〇	二四、八〇一・〇〇〇
一項 等級割	二四、二二〇・〇〇〇	二三、九四六・〇〇〇
二項 戸數割	六八〇・〇〇〇	六四四・〇〇〇
第二款 雜收入	一、二六九・四四四	一、四三二・六八〇
一項 証票料	一〇〇・〇〇〇	四〇・〇〇〇
二項 不用品賣却代	一〇・〇〇〇	—
三項 廣告料	三〇・〇〇〇	二〇・〇〇〇
四項 繰越金	五九九・四四四	五九九・八八〇
五項 特別收入	六〇〇・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇
六項 過年度收入	一〇〇・〇〇〇	七八・一〇〇
合計金	二四、九二四・四四四	二四、九二四・八八〇

支出ノ部

科目	本年度豫算	本年度決算
第一款 勸業費	四、四〇〇・〇〇〇	三、八九九・三四〇
一項 博覽會費	三〇〇・〇〇〇	四八九・三四〇
二項 聯合會費	一三〇・〇〇〇	一三〇・〇〇〇
三項 補習學校費	三〇〇・〇〇〇	—
四項 勸業奬勵費	三、五〇〇・〇〇〇	二、九八一・〇〇〇
五項 月報費	七二〇・〇〇〇	五八六・八〇〇
第二款 試驗所費	一、三二〇・〇〇〇	一、〇〇六・八一〇
一項 技師給	九〇〇・〇〇〇	八〇〇・〇〇〇
二項 試驗原料費	一四〇・〇〇〇	二〇九・八一〇
三項 研究費	三〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇

◆第三號

大正十四年度組合經常費收支決算尻貳千四百拾七圓八拾九錢ノ內金貳千圓ヲ建築費ノ積立金トセントス

理由 累年殘餘金ヲ積立金トスルノ例ニ依リ右ノ如ク積立不日改築セラルヽ事務所建築費ニ利用セントス

◆第四號

大正十六年度當組合經常費收支豫算表

收入之部

科目	前年度豫算	本年度豫算
第一款 組合經費	二四、九二〇・〇〇〇	二六、二二〇・〇〇〇
一項 等級割	二四、二二〇・〇〇〇	二六、二二〇・〇〇〇
二項 戸數割	六八〇・〇〇〇	七二〇・〇〇〇
第二款 雜收入	一、二六九・四四四	一、四三二・六八〇
一項 証票料	一〇〇・〇〇〇	四〇・〇〇〇
二項 不用品賣却代	一〇・〇〇〇	—
三項 廣告料	三〇・〇〇〇	二〇・〇〇〇
四項 繰越金	五九九・四四四	五九九・八八〇
五項 特別收入	六〇〇・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇
六項 過年度收入	一〇〇・〇〇〇	七八・一〇〇
合計金	二四、九二四・四四四	二四、九二四・八八〇

支出之部

科目	前年度豫算	本年度豫算
第一款 勸業費	四、四〇〇・〇〇〇	三、八九九・三四〇
一項 聯合會費	三〇〇・〇〇〇	四八九・三四〇
二項 補習學校費	三〇〇・〇〇〇	一三〇・〇〇〇
三項 月報費	七二〇・〇〇〇	五八六・八〇〇
四項 勸業奬勵費	三、〇〇〇・〇〇〇	二、九八一・〇〇〇
第二款 試驗所費	一、三二〇・〇〇〇	一、〇〇六・八一〇
一項 技師給	九〇〇・〇〇〇	八〇〇・〇〇〇
二項 試驗原料費	一四〇・〇〇〇	二〇九・八一〇
三項 研究費	三〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇
第三款 印刷費	七、八〇〇・〇〇〇	七、一八〇・〇〇〇
一項 印刷	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
二項 文具費	一四〇・〇〇〇	一四〇・〇〇〇
三項 通信費	二二〇・〇〇〇	二二〇・〇〇〇
四項 給料	六、九〇〇・〇〇〇	六、八〇〇・〇〇〇
第四款 雷用品費	一、〇〇〇・〇〇〇	一、〇八〇・〇〇〇
一項 備付品費	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
二項 點燈費	六〇・〇〇〇	六〇・〇〇〇
三項 消耗費	三〇〇・〇〇〇	二三〇・〇〇〇
四項 修繕費	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
五項 雜費	一四〇・〇〇〇	一九八・〇〇〇
六項 保險費	一〇〇・〇〇〇	九〇・〇〇〇
七項 旅費	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
第五款 雜給費	一、〇〇〇・〇〇〇	一、九六九・三四〇
一項 報酬	三〇〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇
二項 會議費	一、九〇〇・〇〇〇	一、九〇〇・〇〇〇
三項 歡待費	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
四項 宿直費	九〇・〇〇〇	九〇・〇〇〇
五項 賞與費	三〇〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇
第六款 陳列費	一〇〇・〇〇〇	—
一項 陳列費	一〇〇・〇〇〇	—
二項 修繕費	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
第七款 雜收入	二、二八〇・〇〇〇	一、八三二・八八〇
一項 証票料	一〇〇・〇〇〇	四〇・〇〇〇
二項 不用品賣却代	一〇・〇〇〇	—
三項 廣告料	三〇・〇〇〇	二〇・〇〇〇
四項 繰越金	五九九・四四四	五九九・八八〇
五項 特別收入	六〇〇・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇
六項 過年度收入	一〇〇・〇〇〇	七八・一〇〇
合計金	二四、九二四・四四四	二四、九二四・八八〇

二項 雜費 二〇〇・〇〇〇 二一〇・〇〇〇

合計金 二四、九二〇・〇〇〇 二六、二二〇・〇〇〇

大正十六年度組合經費等級割賦課徵收法

等級	戸數	賦課率數	總率數	豐戸負擔額
一	一一	三〇〇	三、三〇〇	三〇、〇〇〇
二	七	二〇〇	一、四〇〇	一四、〇〇〇
三	七	一〇〇	七〇〇	七、〇〇〇
四	二六	八〇	二、〇八〇	二六、〇〇〇
五	二三	六〇	一、三八〇	一七、二〇〇
六	一七	四〇	六八〇	八、五〇〇
七	一四	二〇	二八〇	三、五〇〇
八	一一	一〇	一一〇	一、三七〇
九	七	五	三五	四三七
一〇	一四	二	二八	三五〇
一一	一四	一	一四	一七五
一二	二四	一	二四	三〇〇
一三	二四	一	二四	三〇〇
一四	一六	一	一六	二〇〇
一五	一〇〇	一	一〇〇	一二五
一六	二〇六	一	二〇六	二五八
一七	一〇	一	一〇	一二五
合計	三、一〇二		三、一〇二	四、〇四〇

第一條 經費ハ前年度等級割及戸數割ノ二法ニ依リ賦課ス

第二條 戸數割ハ一戸金貳拾錢トス

第三條 經費ハ年額ヲ四分シ一月四月七月十月ノ各三十日迄ニ徴收シ端數ノ主スルトキハ第一期ノ徴收額ニ加フ

第四條 組合員ハ前條期限內ニ納附スヘキ者シ理由ナク期日內ニ納附セサルトキハ組合定款ノ規定ニ準據シ處分ス

第五條 經費ハ本年中七月以前ニ加入スルモノハ一ケ年七月以後ニ加入スルモノハ半ケ年ヲ課シ七月以前ニ廢業スルモノハ半ケ年七月以後ニ廢業スルモノハ一ケ年徴收シ開廢共ニ其手續ヲナスト同時ニ金額徴收ス

第六條 新ニ開業セシモノハ組合等級割ノ最下位ノ額ヲ賦シ同時ニ組合証票料參拾錢ヲ徴收ス

第七條 賦課法ノ錯誤又ハ違算アリト認メタルトキハ徴收通知書ヲ受ケタル日ヨリ一週間以內ニ訂正ノ申込ヲナサルヽトキハ無効トス

第八條 實收入ニ剩餘ヲ生シタルトキハ後期費ニ編入ス

◆第五號

節季勘定期ヲ統一シ之ヲ實行セントス及其方法

理由 節季勘定期ハ一ケ月或ハ二ケ月ノ區々ニ別レ其期間ノ長短ハ無論當業者ノ利害ニ大關係ヲ有スルヲ以テ二ケ月勘定ヲ以テ仕拂ヲ受ケル各部ハ同一歩調ヲ以テ總テ一ケ月制ニ改正セントス尙ホ之レカ實行ノ方法ヲ策セント欲スルモノナリ

◆組合未加入者罰せらる　三越呉服店大阪支店は大阪指物同業組合及金物同業組合より組合加入の勸告を受けたるも之を拒絕し來りたる結果兩同業組合より告訴せる結果該店本店の所在地たる東京地方裁判所に於ては審理の上科料金參拾圓に處せられたるも同店は之に服せず東京控訴院に上訴したるも再び敗訴となり更に大審院へ抗告したるに之亦棄却せられたるが其理由とせらるゝ所は重要物產同業組合法第四條卽ち同業組合設置の地域內で組合員と同一の業を營む以上は特に主務大臣で加入の必要がないと認めない限り、その營業組織が新機軸のデパートメントストーアであらうとも組合に加入すべき義務あることは重要物產同業組合法第四條で明瞭であり三越が同條違反の行爲ある以上同十九條で處置されるのは正當であるとて抗告棄却の決定があつた。この判例は三越呉服店としては非常な打擊で、三越はその問題に對し

百貨店營業卽ちデパートメントストーアは近頃發達した全然新規の營業組織で內部に完全な分業組織を有し、同時に全體として統一した方針のもとに經營される一個の營業と認むべきもので從來の勸工場などのやうに獨立の營業者の集合ではなく、また取扱ひ商品中社會各階級の日常生活に要する總ての物質で、一々組合に入れば絕ゑず違つた會議に列し煩雜な上、組合定款で使用人の表彰や取締などをまち〳〵に行はなければならず、甚だ不公平で休業日なども不同で帳簿や計算についても到取帳を用ひ、また取引先の制限、取引先の勸定支拂締切日の制限などがあつて困難である。三越は明治廿七年十二月の設立で重要物產同業組合の設立に遲るゝこと四年で總て百貨店の營業組合法と相容れぬも當然の歸結であり、加盟を强ふるは百貨店の發展を阻碍するもので同法の眞の目的に副ふものでないと、爭つたが遂に三越側の敗訴となつたものである。右に就き大阪府商工課に於ても左の通りの意味を發表せらる。

百貨店が同業組合に加入すべきであるや否やは問題ではない法の明文通り同一地域內に於て同一の商業を營む以上は當然組合に加入すべきである百貨店としては多少不便な點もあるかもしれぬが百貨店が云ふ程に不都合な點はない筈である百貨店が裁判所で主張する抗辯又は社會へ聲明する理由の如きは眞に甚だ膠手な申分で同業者が各々膠手なこと計り云ふて居つては到底組合なるものが完全に出來得る筈はない殊に組合の定款は常に主務官の認可を得て制定するもので府としても之を取扱ふと同時に充分に其定款なるものを調査して寸毫差支ないものと認めて之が認可の取扱をなすものであるから三越でも其他の百貨店でも組合に加入したからとて彼等の云ふが如き不便は毫もない譯であるから平素より熱心に加入方を慫慂して居る次第である然るに遂に訴訟にまでなつて今度大審院で百貨店の敗訴となつた上は最早議論の餘地はないので此際是非加入を强要する考ではあるが其制裁としては單に五圓以上五百圓以下の科料のみで其營業を禁止するまでの權能は監督官廳として有して居ないのであるから飽迄百貨店が肯首しない以上は何回でも訴訟を連續して行くより外詮なき譯である

綿木染色　前號のつゞき

綿木の染色は密閉式染色機で行ひ其器械は固定して据付られ染液がポンプによりて循環せらる。又半密閉式のクロウデル・ウエルドン型染色機にては棒の上に擴げた可染物が回轉するのである此器械には種々の大さあり例へば二百乃至千ポンド又はより以上多量に染色し得るものがある。大きな機械では枠組を二組とし各に四十乃至四十五の棒を張り得らるゝ。棒は鐵の棒に取りて後行ふので染材料を裝置した棒は實際染色に當り互に隣のものと接觸するが故に強みを生ずるにより防がねばならぬ。羊毛で約十四封度、ポタニー毛で十乃至十一ポンド宛各棒に置く事が出來る故に上述の器の大さにては約九百乃至千ポンドの羊毛を染色し得らる。此器械を用ひて染色工程に要する時間は勿論使用染料の性質に依るのであるが既に說明した種屬から撰出せられ夫して其樣な方法で應用せられ羊毛に染料が吸收せらるゝと略共同してクロームの方法によりて行はるゝ時は約二時間半乃至三時間を要す然るに酸性浴で墨色を染めクローミング工程を施し發色せしむる式ならば約四時間を要する。

淸色と中色は普通メタクロームの方法で染色し得らる。

密閉機を用ふると染材料の容積より染液は普通少なくてよいのであるから溶解度の良い染料を用ひなければならぬ。市販染料を使用するに屢水に混合しているが溶解しない狀態となりて困難することがある。此場合少量のアンモニヤ水を加へると往々にして溶解せしめ得ることあり例へば密閉器中にて循環液を約攝氏五十度とし僅かにアルカリ性となし斯してオメガクローム・レッドBを以て赤色を染むる場合染料は良く溶解す。羊毛に液が徐々浸徹した後溫度を昇せ醋酸を極めて徐々に加へると染料は容易に吸收し盡される次で例の如くクロームを施して美はしい均等染色物は得らる。

羊毛と同じ樣に絹染に於ても染色物の使用せらるゝ目的によりて染料の撰擇を必要とす例へば絹ハンカチフの染色には直接染料の種類が相不變使用せられる夫れは酸性染料より水洗に强いからである。絹は實際的に總ての種屬の染料を以て染色し得夫等の應用法につき主要なるものは羊毛と木綿の場合に既に簡單に論じたから茲に再び詳論を省略する。染料は直接、酸性、鹽基、媒染の各種に屬するものが用ひらる。或は特に堅牢なる淸色を要する時にアシド・アリザリン染料は有要なるを見る。

人造絹糸の染色に關しては水が纖維素型の場合に述べし如く木綿と同樣の方法で染色し得ら

© Kyozomekai

れ直接、バット及硫化染料は主として使用せらる。染色の濃度は低きを良しとするも均等染色を得難きものには沸騰で染色を行ふ必要が往々ある。醋酸絹糸は特に其もの丈染色する爲に造られた染料が容易に行ひ得らる、此纖維を染むるには最高攝氏七十五度を越してはならぬ。

◆徒弟の月給算定法　古來の習慣として組合員の使用する徒弟に對しては月給制度の設けなくいづれも仕着せと稱し時服を與へ小使錢を給し食餌は無論傭主より支給し契約年限を終了する迄は此習慣を襲用し只年齢に依り仕着品の品質を昂上せしめ又小使錢の増額を行ひ來りたるも今日に至る迄之に對し師弟間に何らの紛擾を來たすものしが今般改正せられたる工場法に隨ひ十人以上の屋人を使用する當業者は悉く工場法の適用を受くる筈なるが之れらは總て純粋の職工を使用せず徒弟を使用するものゝみにて定まりたる月給又は月給額を示すは難き所なるも法に依り月給月給の屆出を必要とする以上之れが算定法の參考材料の必要あるを感じ別項の如く標準を設けたりと雖ども之れ固より戸々に就き實際調査せしものゆへ之を參考として適宜に拾捨せられたい又工場法適用工場に於ては十三才より十五才迄のものは屋入を禁止せられつゝあるものなれば茲に掲ぐる必要なきも之れは適用工場以外の小工場のために掲ぐるものとするも元來學齢兒童にして義務教育を修了せざるものは大小工場によらず屋入をなすを得ざるを原則とせり尚は參考表により月給制に改ひものとするも夫れに相當せる支給をなすは勿論之れが明細簿を備置き給與のたび毎に記入を怠りては反て後日繁雑なる手續を要することあるを附記し置く。

見習職工支給標準明細表（一名徒弟）

年齢別	十三歳ヨリ十五歳迄	十六歳ヨリ十八歳迄	十九歳ヨリ廿一歳迄
一ヶ月支給標準總額	金拾壱圓	金拾八圓	金弐拾壱圓
右内譯　食料	八、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
同　小使	一、〇〇〇	三、〇〇〇	七、〇〇〇
同　寄宿料	一、五〇〇	二、五〇〇	三、〇〇〇
同給與品月賃當價額	二、五〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇
計	一三、〇〇〇	一八、〇〇〇	二三、〇〇〇

給與品目	數量	價格	價格
單衣	一	二、〇〇〇	三、二〇〇
帷衣	一	一、四〇〇	二、一〇〇
袷入	一	四、〇〇〇	四、二〇〇
總入	一	五、四〇〇	四、六〇〇
レヤツ	二	二、〇〇〇	二、二〇〇
帶	二	二、〇〇〇	二、二〇〇
猿股	二	四〇〇	五、二〇〇
襦袢	二	二、四〇〇	一、〇〇〇
足袋	二	五、四〇〇	四、〇〇〇
仕事着	二	五、二〇〇	四、四〇〇
股引	二	一、四〇〇	二、一〇〇
手拭	四	四〇〇	二、四〇〇
腰帶又ハぱんすヒ	二	一、二〇〇	一、四〇〇
履物	四	一、二〇〇	一、四〇〇
組子	二	一、四〇〇	二、〇〇〇
傘	一	一、〇〇〇	一、二〇〇
雜費	二	二、四〇〇	一、四〇〇
計	二式	四〇、〇〇〇	四八、〇〇〇

備考　右一ヶ年ノ計算總額ヲ十二分シタルモノハ一ヶ月分ニシテ支給標準第四項ノ額トナルナリ

試驗場記事

月報二百三十一號ログードの續

增量墨

最近四十年の間增量の目的に錫增量法が多量に用ひられてゐる。「ログード」にて染色の場合は絹を錫と燐酸曹達で增量し硅酸曹達浴を省略する。此增量を爲したものは酸化しない「ログード」と石鹸の浴から非常によく吸收加重するを見る其割合は錫燐酸鹽の增量の程度と比例する、錫燐酸鹽の增量は鑛物界より行ひログードに依る增量は植物界から採る斯くの如き增量は絹に危害を及さないものである、且絹を豫め錫燐酸鹽にて所理しログードと石鹸浴にて染色したものは尚タンニン質を含む浴から增量を爲し得る。

勿論增量の極限は布と糸によりて相違してゐる糸は後に織物とせらるゝ故其增量は二百四五十匁を安全とするも布にありては其外觀及手觸に關する點から增量の程度は色々である。

百二三十匁位の增量が安全であらふ、夫以上に及ぶと强力を減少し安全に原幅に幅出することが困難になりて來る。絹を最初に錫燐酸及硅酸鹽にて增量したならばログード浴から余り增量しなくなるを見るであらふ、故に硅酸鹽の存在は絹がログード浴から加重を防ぐ樣に思はれる錫燐酸鹽增量後に鐵鹽の所理は多少効果あるもログードに對する鉄媒染は錫燐酸鹽のやうに有効ではない。古い染色書には鉄媒染を幾回も例へば七―八回も行ふことを示してゐるが斯の如き場合錫燐酸鹽に依る時は相當時間を短縮し得且入費を節し得るのである。

「オサグ・オレンジ・エキス」

絹黑染の增量に「オサグ・オレンジ・エキス」を用ふ、此エキスは多量のタンニン質と稍多量の黃色素を含んでゐる故にフスチックとガムビヤーの代用を爲すものである。其染色法は先づ絹を硝酸鉄液に一―三度通じて媒染を行ひオサグオレンジの沸騰浴（二十五%―七十五%）に通じ水洗ヘマチン及石鹸の混合染浴で染色すれば十―二十%の增量を得る。又絹糸布の增量を得るに硝酸鉄液に二回又はより以上通じ或は二回以上錫燐酸鹽に通じて媒染を施し上記概略を示せし方法により酸化せざるログードとガムビア・エキスで染色し得る。青味ある艶はしい黑を染色するには其血鹽を用ふべきである、其一般方法は先づ硝酸鉄液に漬した絹を黃血鹽曹達の二十%と鹽酸十%を含む華氏百三十五度の浴に移し半時間所用し次に十%の鹽酸を三十分間の間に徐々に加へ充分黃味を帶び色に染まれば水洗次で二百%のガムビア・エキスを華氏百八十度に熱したものに通じ暫く練り一夜間放置し水洗ヘマチンと石鹸の浴に入れるのである。一般に心得べきは各工程ごとに於て糸又は布を充分清潔に爲すことである、例へば絹を精練した後温水にて充分洗ひ濃厚に僅かに酸性を與へるがやふである斯くて鉄浴又は硝酸鉄浴に通ずる此酸は石鹸より來るものなり中和し絹を中性の狀態で次の浴に移すべき量せしむ若し酸を使用しなかつたらば、媒染を生じ且平均染色を得られない。又フスチック及鉄浴に浸した後は充分水洗を行はなければ、ヘマチン浴に移して不溶解の顏料を生じ水洗しても完全に取去り難く摩擦に弱ひ染色となる。各種の色に染たものを黑に染直すにはログード又はヘマチンは最も適當したものでなければ全く黑色とならし得る

大正十五年十一月二十五日　京都染物同業組合月報　（毎月一回発行）　第二百三十四號　（一）

京都染物同業組合月報
第二百三十四號
發行兼編輯人　新野眞悳
印刷人　森本文次郎
京都市御所通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一七七六番

公示

◆公示第廿三號

大正十六年度組合經常費收支豫算ニ賦課徵收法別項ノ通リ認可アリタルニ付公示ス

大正十五年十一月廿五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

◆公示第廿四號

京都府指令商第一三五八號

京都染物同業組合

大正十五年十月二十八日付第一二號申請大正十六年度經費豫算並徵收法ノ件認可ス

大正十五年十一月廿五日

京都府知事　濱田恒之助

雜錄

◆協議會定期改正　十月廿二日ノ代議員會ニ於テ本回期ノ決議ヲ以テ評議員ノ定期ヲ廢シ一ヶ月ニ改正スベキ旨組合代議員會ノ決議ニ基キ實行候條條件公示ス

大正十五年十一月廿五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

◆鴨川使用制限　京都染物同業組合友仙染部及洗色拔井ニ晒白業者ノ工程ニ於テ必要ナル水洗ハ年來鴨川ニ於テ任意使用ノ習慣久シカリシガ河川法ノ發布以來其可ノ許ヲ得ザレバ其使用ヲ許サレザルモノトナリタルニ基キ以來當業者ハ出町橋附近ニ於テ坪數ヲ定メ各個人ヨリ出願認可ヲ受ケ使用致シ居リタルモ其中友仙業者ハ多ク市内西洞院溝渠ヲ利用シ水洗場ヲ求メ使用シタルタメ鴨川筋ニ於テ水洗スルモノ比較的尠ナカリシカ明治三十五年ノ頃西洞院通ハ電鐵敷設道布設ノタメ使用地全体ハ暗渠ニ改修セラル、ニ至リ全ク水洗場ヲ失フト同時ニ悉ク鴨川ニ轉スルニ至リタリ當時ハ特ニ友仙染ノ流行ニ際會シ生產增加ニ隨ヒ水洗場ノ必要ハ增々多キヲ加ヘタル結果世論ハ鴨川ノ使用ハ自然衛生及風致ニ障害ヲ及ホスモノト論議セラル、アリ府當局モ亦從前ノ如ク使用出願ニ對シ容易ニ許可セラレザル傾ヲ生シ明治四十二年ニ至リ遂ニ使用停止セラレントスル運命ニ立至リタルヲ以テ組合當事者始メ組合當業者ハ營業上重大ナル問題ナルヲ以テ府當局ニ向フテ陳情シ慈願セシ處幸ニ事情ヲ諒知セラレ殖產興業上ノ見地ヨリ余議ナキモノトセラレ以來友仙水洗等ニ關スル使用ニ就テノ取締上大ニ緩和ノ方針ヲ採ラル、モノ、如ク感ジタルヲ以テ組合ハ風致及衛生ニ關スル取締規則ヲ制定シ使用者ハ之ヲ嚴守スルヿノ調印ヲ採リ特ニ鴨川取締人ヲ設ケ日毎ニ河川ノ實地ヲ臨檢シ取締ヲ最重ニシ大正六年六月迄無事經過セシ折柄府土木課馬某氏組合事務所ヘ出張ノ上從來認可ヲ與ヘラレシ鴨川ハ染業者ノ所要ニ應シ許可セラルヘキ旨内定セシ趣キ口頭通知ニ接シタルヲ以テ組合ハ一般使用者ヘ此ノ旨通知シ組合ニ於テ出願手續ヲ取扱ヒタルモノ已ニ八十余人此坪數一萬七八千坪ニ及ヒタルヲ以テ府土木課ハ更員ヲ派シ出願書ニ基キ實地檢査トナリ組合之ニ立會實測ヲ了シタルニ同年七月七日ニ至リ土木課ヘ組合代表者ヲ召喚セラレ突然二條以南五條以北ハ詮議ノ結果許可ヲ與ヘラレタルヿニ決シタル旨内達アリタリ之府ガ餞ニ通知セラレタル方針トハ矛盾スルヿ甚タシキタメ時ノ組合長石田氏ハ大正六年七月九日土木課ヘ出頭シ課長ニ面談シ其理由ヲ聞クニ鴨川沿岸ハ高等旅館割烹店等西岸ニ櫛比シ諸國遊覽客ヲ吸集シ市ノ繁榮ニ資スルモノアリ殊ニ出町橋二條橋間ノ如キハ西岸高層ナル層紳ノ別莊連接シ時ニ高貴ノ宿泊等ニ際シ山紫水明ノ誇ヲ對シ風景ヲ殺グ而已ナラス

[illegible]

[illegible]

[illegible]

メ多人數ノ使用者ヲ容レ難クタメニ一部ノモノハ遠ク二里餘リヲ隔ツル桂川ニ至リ水洗スルモノアルニ至リ其後漸次多キヲ加ヘタリ

然ルニ以降現在ニ至リタハ上ハ御影橋以北下ハ桂原以南ニ縮少セラレタルモ御影橋以北ハ年中ノ三分ノ二ハ涸水シテ實際使用ヲ充タスニ足ラス桂原以南ハ區域ニ限リアルヲ以テ多人數ノ使用ヲ充タスニ足ラス之レ誠ニ當業者ノ苦痛トスル處ニシテ產業能率ニ重大ナル關係ヲ及ホスハ論ヲ待タサル處ナリ

元來加茂川ニ於テ水洗ヲ必用トスル業者ノ多キハ友仙業者ニシテ現在百數七百五十餘戸ナルカ過半數ハ水洗地ノ自由ヲ缺クタメニ已ムナク水洗ヲ專業トスル水元屋ト稱スルモノニ依托シ又ハ多ク桂川流域ニ出張シ水洗スルノ實際ニアリ而シテ同部員ノ製產額ハ大正十四年度ニ於テモ壹千五百萬圓ニ達シ染業界ニ於ケル製產額ノ過半ヲ占ムルヲ以テ組合當事者ハ斯カル產業ニ對シテハ豐吞官廳ニ於テモ一層保護奬勵ノ方法ヲ講セラレンコトヲ熱望スルタメ桂川筋ニ於テ差支ナキ限リ開放セラレ組合員ノ使用上十分ノ便宜ヲ與ヘラレンコトヲ特別ノ御詮議被成下候樣願上候也

大正十五年十一月　日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

京都府知事　濱田恒之助殿

◉健康保險　實施に就ては工場主は左の各項を承知し置くの必要あるを以て參考のため掲載し置く。健康保險は被保險者が疾病に罹つたり負傷したり、分娩したり又は死亡したりした場合に之に對し保險者より保險給付として療養を施し又は傷病手當金、分娩費、出產手當金、埋葬料等を支給するものである。卽ち被保險者の健康を保持して其の經濟生活を安定にし、延て產業能率の增進を資くる等を以て其の目的とする制度である。而して被保險者は原則として工場、鑛山等に使用せらるゝ者で是等の者は法律上當然被保險者となるものである。

健康保險法の實施に當りて事業主は差し當り被

右の屆書の調製に付ては左の點を特に注意せられたい。

一、用紙は半紙半折大とすること

二、屆書は保險者（又は組合）に於て綴つて置く必要があるから屆書の左の方を一寸許り餘白にして置くこと

三、「資格取得ノ年月日及原因」の欄の「（原因）」の欄の記載は右に示したものは健康保險法の施行以前に使用せられて居た者が健康保險法の施行と同時に當然被保險者となつた場合の例である、故に大正十五年七月一日以後に於て雇ひ入れた爲め被保險者となつた場合であれば此の欄に「雇入」と記載すること、又從來工場法又は鑛業法の適用のなかつた工場又は事業場で大正十五年七月一日以後に於て工場

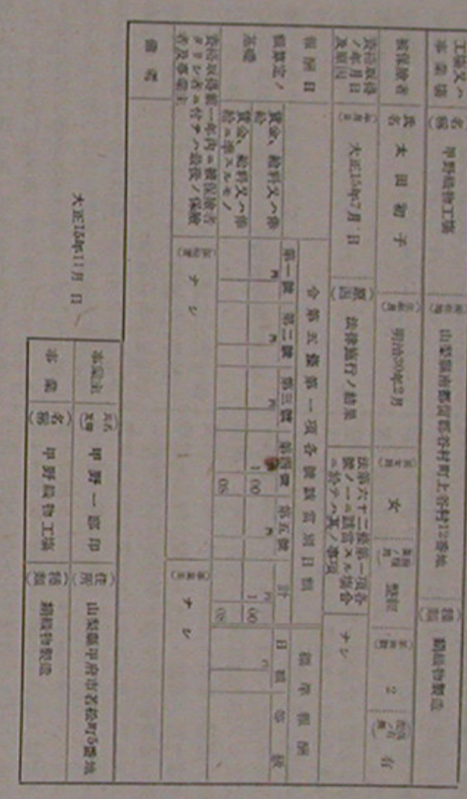

組合）に提出しなければならぬことは前に述べた通りである、即ち大正十五年十一月一日に被保險者の資格を有してゐる者に付て被保險者資格取得屆を調製し之を同月五日迄に保險署（又は組合）に提出することを要する（則附則二項）

而して此の屆書は一定の雛形に依らなければならぬもので（則一〇條一項）其の記載方は左の例に依らるる方がよろしい。

京都染物業組合

（第一號）　（第二號）　（第三號）　（第四號）　（第五號）　（第六號）

（第七號）　（第八號）　（第九號）　（第十號）　（第十一號）　（第十二號）

（第十三號）　（第十四號）　（第十五號）　（第十六號）

（第十七號）　（第十八號）　（第十九號）　（第二十號）

（第二十一號）　（第二十二號）　（第二十三號）　（第二十四號）

（第二十五號）　（第二十六號）　（第二十七號）　（第二十八號）

（第二十九號）　（第三十號）　（第三十一號）　（第三十二號）

（第三十三號）　（第三十四號）　（第三十五號）　（第三十六號）

（第三十七號）　（第三十八號）　（第三十九號）　（第四十號）

（第四十一號）　（第四十二號）　（第四十三號）　（第四十四號）

（第四十五號）　（第四十六號）　（第四十七號）　（第四十八號）

（第四十九號）　（第五十號）　（第五十一號）　（第五十二號）

（第五十三號）　（第五十四號）　（第五十五號）　（第五十六號）

（第五十七號）　（第五十八號）　（第五十九號）　（第六十號）

（第六十一號）　（第六十二號）　（第六十三號）　（第六十四號）

（第六十五號）　（第六十六號）　（第六十七號）　（第六十八號）

（第六十九號）　（第七十號）　（第七十一號）　（第七十二號）

（第七十三號）　（第七十四號）　（第七十五號）　（第七十六號）

（第七十七號）　（第七十八號）　（第七十九號）　（第八十號）

（第八十一號）　（第八十二號）　（第八十三號）　（第八十四號）

（第八十五號）　（第八十六號）　（第八十七號）　（第八十八號）

（第八十九號）　（第九十號）　（第九十一號）　（第九十二號）

（第九十三號）　（第九十四號）　（第九十五號）　（第九十六號）

（第九十七號）　（第九十八號）　（第九十九號）　（第百號）

（第百一號）　（第百二號）　（第百三號）　（第百四號）

（第百五號）　（第百六號）　（第百七號）　（第百八號）

（第百九號）　（第百十號）　（第百十一號）　（第百十二號）

（第百十三號）　（第百十四號）　（第百十五號）　（第百十六號）

（第百十七號）　（第百十八號）　（第百十九號）　（第百二十號）

（第百二十一號）　（第百二十二號）　（第百二十三號）　（第百二十四號）

（第百二十五號）　（第百二十六號）　（第百二十七號）　（第百二十八號）

（第百二十九號）　（第百三十號）　（第百三十一號）　（第百三十二號）

（第百三十三號）　（第百三十四號）　（第百三十五號）　（第百三十六號）

（第百三十七號）　（第百三十八號）　（第百三十九號）　（第百四十號）

（第百四十一號）　（第百四十二號）　（第百四十三號）　（第百四十四號）

（第百四十五號）　（第百四十六號）　（第百四十七號）　（第百四十八號）

（第百四十九號）　（第百五十號）　（第百五十一號）　（第百五十二號）

（第百五十三號）　（第百五十四號）　（第百五十五號）　（第百五十六號）

（第百五十七號）　（第百五十八號）　（第百五十九號）　（第百六十號）

（第百六十一號）　（第百六十二號）　（第百六十三號）　（第百六十四號）

（第百六十五號）　（第百六十六號）　（第百六十七號）　（第百六十八號）

（第百六十九號）　（第百七十號）　（第百七十一號）　（第百七十二號）

（第百七十三號）　（第百七十四號）　（第百七十五號）　（第百七十六號）

（第百七十七號）　（第百七十八號）　（第百七十九號）　（第百八十號）

（第百八十一號）　（第百八十二號）　（第百八十三號）　（第百八十四號）

（第百八十五號）　（第百八十六號）　（第百八十七號）　（第百八十八號）

（第百八十九號）　（第百九十號）　（第百九十一號）　（第百九十二號）

（第百九十三號）　（第百九十四號）　（第百九十五號）　（第百九十六號）

（第百九十七號）　（第百九十八號）　（第百九十九號）　（第二百號）

（第二百一號）　（第二百二號）　（第二百三號）　（第二百四號）

（第二百五號）　（第二百六號）　（第二百七號）　（第二百八號）

（第二百九號）　（第二百十號）　（第二百十一號）　（第二百十二號）

（第二百十三號）　（第二百十四號）　（第二百十五號）　（第二百十六號）

（第二百十七號）　（第二百十八號）　（第二百十九號）　（第二百二十號）

（第二百二十一號）　（第二百二十二號）　（第二百二十三號）　（第二百二十四號）

（第二百二十五號）　（第二百二十六號）　（第二百二十七號）　（第二百二十八號）

（第二百二十九號）　（第二百三十號）　（第二百三十一號）　（第二百三十二號）

（第二百三十三號）　（第二百三十四號）　（第二百三十五號）　（第二百三十六號）

（第二百三十七號）　（第二百三十八號）　（第二百三十九號）　（第二百四十號）

（第二百四十一號）　（第二百四十二號）　（第二百四十三號）　（第二百四十四號）

（第二百四十五號）　（第二百四十六號）　（第二百四十七號）　（第二百四十八號）

（第二百四十九號）　（第二百五十號）　（第二百五十一號）　（第二百五十二號）

（第二百五十三號）　（第二百五十四號）　（第二百五十五號）　（第二百五十六號）

（第二百五十七號）　（第二百五十八號）　（第二百五十九號）　（第二百六十號）

（第二百六十一號）　（第二百六十二號）　（第二百六十三號）　（第二百六十四號）

（第二百六十五號）　（第二百六十六號）　（第二百六十七號）　（第二百六十八號）

（第二百六十九號）　（第二百七十號）　（第二百七十一號）　（第二百七十二號）

（第二百七十三號）　（第二百七十四號）　（第二百七十五號）　（第二百七十六號）

（第二百七十七號）　（第二百七十八號）　（第二百七十九號）　（第二百八十號）

（第二百八十一號）　（第二百八十二號）　（第二百八十三號）　（第二百八十四號）

（第二百八十五號）　（第二百八十六號）　（第二百八十七號）　（第二百八十八號）

（第二百八十九號）　（第二百九十號）　（第二百九十一號）　（第二百九十二號）

（第二百九十三號）　（第二百九十四號）　（第二百九十五號）　（第二百九十六號）

（第二百九十七號）　（第二百九十八號）　（第二百九十九號）　（第三百號）

（第三百一號）　（第三百二號）　（第三百三號）　（第三百四號）

（第三百五號）　（第三百六號）　（第三百七號）　（第三百八號）

（第三百九號）　（第三百十號）　（第三百十一號）　（第三百十二號）

（第三百十三號）　（第三百十四號）　（第三百十五號）　（第三百十六號）

（第三百十七號）　（第三百十八號）　（第三百十九號）　（第三百二十號）

（第三百二十一號）　（第三百二十二號）　（第三百二十三號）　（第三百二十四號）

（第三百二十五號）　（第三百二十六號）　（第三百二十七號）　（第三百二十八號）

（第三百二十九號）　（第三百三十號）　（第三百三十一號）　（第三百三十二號）

（第三百三十三號）　（第三百三十四號）　（第三百三十五號）　（第三百三十六號）

（第三百三十七號）　（第三百三十八號）　（第三百三十九號）　（第三百四十號）

（第三百四十一號）　（第三百四十二號）　（第三百四十三號）　（第三百四十四號）

（第三百四十五號）　（第三百四十六號）　（第三百四十七號）　（第三百四十八號）

（第三百四十九號）　（第三百五十號）　（第三百五十一號）　（第三百五十二號）

（第三百五十三號）　（第三百五十四號）　（第三百五十五號）　（第三百五十六號）

（第三百五十七號）　（第三百五十八號）　（第三百五十九號）　（第三百六十號）

（第三百六十一號）　（第三百六十二號）　（第三百六十三號）　（第三百六十四號）

（第三百六十五號）　（第三百六十六號）　（第三百六十七號）　（第三百六十八號）

（第三百六十九號）　（第三百七十號）　（第三百七十一號）　（第三百七十二號）

（第三百七十三號）　（第三百七十四號）　（第三百七十五號）　（第三百七十六號）

（第三百七十七號）　（第三百七十八號）　（第三百七十九號）　（第三百八十號）

（第三百八十一號）　（第三百八十二號）　（第三百八十三號）　（第三百八十四號）

（第三百八十五號）　（第三百八十六號）　（第三百八十七號）　（第三百八十八號）

（第三百八十九號）　（第三百九十號）　（第三百九十一號）　（第三百九十二號）

（第三百九十三號）　（第三百九十四號）　（第三百九十五號）　（第三百九十六號）

（第三百九十七號）　（第三百九十八號）　（第三百九十九號）　（第四百號）

（第四百一號）　（第四百二號）　（第四百三號）　（第四百四號）

（第四百五號）　（第四百六號）　（第四百七號）　（第四百八號）

（第四百九號）　（第四百十號）　（第四百十一號）　（第四百十二號）

（第四百十三號）　（第四百十四號）　（第四百十五號）　（第四百十六號）

（第四百十七號）　（第四百十八號）　（第四百十九號）　（第四百二十號）

（第四百二十一號）　（第四百二十二號）　（第四百二十三號）　（第四百二十四號）

（第四百二十五號）　（第四百二十六號）　（第四百二十七號）　（第四百二十八號）

（第四百二十九號）　（第四百三十號）　（第四百三十一號）　（第四百三十二號）

（第四百三十三號）　（第四百三十四號）　（第四百三十五號）　（第四百三十六號）

（第四百三十七號）　（第四百三十八號）　（第四百三十九號）　（第四百四十號）

（第四百四十一號）　（第四百四十二號）　（第四百四十三號）　（第四百四十四號）

（第四百四十五號）　（第四百四十六號）　（第四百四十七號）　（第四百四十八號）

（第四百四十九號）　（第四百五十號）　（第四百五十一號）　（第四百五十二號）

（第四百五十三號）　（第四百五十四號）　（第四百五十五號）　（第四百五十六號）

（第四百五十七號）　（第四百五十八號）　（第四百五十九號）　（第四百六十號）

（第四百六十一號）　（第四百六十二號）　（第四百六十三號）　（第四百六十四號）

（第四百六十五號）　（第四百六十六號）　（第四百六十七號）　（第四百六十八號）

（第四百六十九號）　（第四百七十號）　（第四百七十一號）　（第四百七十二號）

（第四百七十三號）　（第四百七十四號）　（第四百七十五號）　（第四百七十六號）

（第四百七十七號）　（第四百七十八號）　（第四百七十九號）　（第四百八十號）

（第四百八十一號）　（第四百八十二號）　（第四百八十三號）　（第四百八十四號）

（第四百八十五號）　（第四百八十六號）　（第四百八十七號）　（第四百八十八號）

（第四百八十九號）　（第四百九十號）　（第四百九十一號）　（第四百九十二號）

（第四百九十三號）　（第四百九十四號）　（第四百九十五號）　（第四百九十六號）

（第四百九十七號）　（第四百九十八號）　（第四百九十九號）　（第五百號）

（第五百一號）　（第五百二號）　（第五百三號）　（第五百四號）

（第五百五號）　（第五百六號）　（第五百七號）　（第五百八號）

（第五百九號）　（第五百十號）　（第五百十一號）　（第五百十二號）

（第五百十三號）　（第五百十四號）　（第五百十五號）　（第五百十六號）

（第五百十七號）　（第五百十八號）　（第五百十九號）　（第五百二十號）

（第五百二十一號）　（第五百二十二號）　（第五百二十三號）　（第五百二十四號）

（第五百二十五號）　（第五百二十六號）　（第五百二十七號）　（第五百二十八號）

（第五百二十九號）　（第五百三十號）　（第五百三十一號）　（第五百三十二號）

（第五百三十三號）　（第五百三十四號）　（第五百三十五號）　（第五百三十六號）

（第五百三十七號）　（第五百三十八號）　（第五百三十九號）　（第五百四十號）

（第五百四十一號）　（第五百四十二號）　（第五百四十三號）　（第五百四十四號）

（第五百四十五號）　（第五百四十六號）　（第五百四十七號）　（第五百四十八號）

（第五百四十九號）　（第五百五十號）　（第五百五十一號）　（第五百五十二號）

（第五百五十三號）　（第五百五十四號）　（第五百五十五號）　（第五百五十六號）

（第五百五十七號）　（第五百五十八號）　（第五百五十九號）　（第五百六十號）

（第五百六十一號）　（第五百六十二號）　（第五百六十三號）　（第五百六十四號）

（第五百六十五號）　（第五百六十六號）　（第五百六十七號）　（第五百六十八號）

（第五百六十九號）　（第五百七十號）　（第五百七十一號）　（第五百七十二號）

（第五百七十三號）　（第五百七十四號）　（第五百七十五號）　（第五百七十六號）

（第五百七十七號）　（第五百七十八號）　（第五百七十九號）　（第五百八十號）

（第五百八十一號）　（第五百八十二號）　（第五百八十三號）　（第五百八十四號）

（第五百八十五號）　（第五百八十六號）　（第五百八十七號）　（第五百八十八號）

（第五百八十九號）　（第五百九十號）　（第五百九十一號）　（第五百九十二號）

（第五百九十三號）　（第五百九十四號）　（第五百九十五號）　（第五百九十六號）

（第五百九十七號）　（第五百九十八號）　（第五百九十九號）　（第六百號）

（第六百一號）　（第六百二號）　（第六百三號）　（第六百四號）

（第六百五號）　（第六百六號）　（第六百七號）　（第六百八號）

（第六百九號）　（第六百十號）　（第六百十一號）　（第六百十二號）

（第六百十三號）　（第六百十四號）　（第六百十五號）　（第六百十六號）

（第六百十七號）　（第六百十八號）　（第六百十九號）　（第六百二十號）

（第六百二十一號）　（第六百二十二號）　（第六百二十三號）　（第六百二十四號）

（第六百二十五號）　（第六百二十六號）　（第六百二十七號）　（第六百二十八號）

（第六百二十九號）　（第六百三十號）　（第六百三十一號）　（第六百三十二號）

（第六百三十三號）　（第六百三十四號）　（第六百三十五號）　（第六百三十六號）

（第六百三十七號）　（第六百三十八號）　（第六百三十九號）　（第六百四十號）

（第六百四十一號）　（第六百四十二號）　（第六百四十三號）　（第六百四十四號）

（第六百四十五號）　（第六百四十六號）　（第六百四十七號）　（第六百四十八號）

（第六百四十九號）　（第六百五十號）　（第六百五十一號）　（第六百五十二號）

（第六百五十三號）　（第六百五十四號）　（第六百五十五號）　（第六百五十六號）

（第六百五十七號）　（第六百五十八號）　（第六百五十九號）　（第六百六十號）

（第六百六十一號）　（第六百六十二號）　（第六百六十三號）　（第六百六十四號）

（第六百六十五號）　（第六百六十六號）　（第六百六十七號）　（第六百六十八號）

（第六百六十九號）　（第六百七十號）　（第六百七十一號）　（第六百七十二號）

（第六百七十三號）　（第六百七十四號）　（第六百七十五號）　（第六百七十六號）

（第六百七十七號）　（第六百七十八號）　（第六百七十九號）　（第六百八十號）

（第六百八十一號）　（第六百八十二號）　（第六百八十三號）　（第六百八十四號）

（第六百八十五號）　（第六百八十六號）　（第六百八十七號）　（第六百八十八號）

（第六百八十九號）　（第六百九十號）　（第六百九十一號）　（第六百九十二號）

（第六百九十三號）　（第六百九十四號）　（第六百九十五號）　（第六百九十六號）

（第六百九十七號）　（第六百九十八號）　（第六百九十九號）　（第七百號）

（第七百一號）　（第七百二號）　（第七百三號）　（第七百四號）

（第七百五號）　（第七百六號）　（第七百七號）　（第七百八號）

（第七百九號）　（第七百十號）　（第七百十一號）　（第七百十二號）

（第七百十三號）　（第七百十四號）　（第七百十五號）　（第七百十六號）

（第七百十七號）　（第七百十八號）　（第七百十九號）　（第七百二十號）

（第七百二十一號）　（第七百二十二號）　（第七百二十三號）　（第七百二十四號）

（第七百二十五號）　（第七百二十六號）　（第七百二十七號）　（第七百二十八號）

（第七百二十九號）　（第七百三十號）　（第七百三十一號）　（第七百三十二號）

（第七百三十三號）　（第七百三十四號）　（第七百三十五號）　（第七百三十六號）

（第七百三十七號）　（第七百三十八號）　（第七百三十九號）　（第七百四十號）

（第七百四十一號）　（第七百四十二號）　（第七百四十三號）　（第七百四十四號）

（第七百四十五號）　（第七百四十六號）　（第七百四十七號）　（第七百四十八號）

（第七百四十九號）　（第七百五十號）　（第七百五十一號）　（第七百五十二號）

（第七百五十三號）　（第七百五十四號）　（第七百五十五號）　（第七百五十六號）

（第七百五十七號）　（第七百五十八號）　（第七百五十九號）　（第七百六十號）

（第七百六十一號）　（第七百六十二號）　（第七百六十三號）　（第七百六十四號）

（第七百六十五號）　（第七百六十六號）　（第七百六十七號）　（第七百六十八號）

（第七百六十九號）　（第七百七十號）　（第七百七十一號）　（第七百七十二號）

（第七百七十三號）　（第七百七十四號）　（第七百七十五號）　（第七百七十六號）

（第七百七十七號）　（第七百七十八號）　（第七百七十九號）　（第七百八十號）

（第七百八十一號）　（第七百八十二號）　（第七百八十三號）　（第七百八十四號）

（第七百八十五號）　（第七百八十六號）　（第七百八十七號）　（第七百八十八號）

（第七百八十九號）　（第七百九十號）　（第七百九十一號）　（第七百九十二號）

（第七百九十三號）　（第七百九十四號）　（第七百九十五號）　（第七百九十六號）

（第七百九十七號）　（第七百九十八號）　（第七百九十九號）　（第八百號）

（第八百一號）　（第八百二號）　（第八百三號）　（第八百四號）

（第八百五號）　（第八百六號）　（第八百七號）　（第八百八號）

（第八百九號）　（第八百十號）　（第八百十一號）　（第八百十二號）

（第八百十三號）　（第八百十四號）　（第八百十五號）　（第八百十六號）

（第八百十七號）　（第八百十八號）　（第八百十九號）　（第八百二十號）

（第八百二十一號）　（第八百二十二號）　（第八百二十三號）　（第八百二十四號）

（第八百二十五號）　（第八百二十六號）　（第八百二十七號）　（第八百二十八號）

（第八百二十九號）　（第八百三十號）　（第八百三十一號）　（第八百三十二號）

（第八百三十三號）　（第八百三十四號）　（第八百三十五號）　（第八百三十六號）

（第八百三十七號）　（第八百三十八號）　（第八百三十九號）　（第八百四十號）

（第八百四十一號）　（第八百四十二號）　（第八百四十三號）　（第八百四十四號）

（第八百四十五號）　（第八百四十六號）　（第八百四十七號）　（第八百四十八號）

（第八百四十九號）　（第八百五十號）　（第八百五十一號）　（第八百五十二號）

（第八百五十三號）　（第八百五十四號）　（第八百五十五號）　（第八百五十六號）

（第八百五十七號）　（第八百五十八號）　（第八百五十九號）　（第八百六十號）

（第八百六十一號）　（第八百六十二號）　（第八百六十三號）　（第八百六十四號）

（第八百六十五號）　（第八百六十六號）　（第八百六十七號）　（第八百六十八號）

（第八百六十九號）　（第八百七十號）　（第八百七十一號）　（第八百七十二號）

（第八百七十三號）　（第八百七十四號）　（第八百七十五號）　（第八百七十六號）

（第八百七十七號）　（第八百七十八號）　（第八百七十九號）　（第八百八十號）

（第八百八十一號）　（第八百八十二號）　（第八百八十三號）　（第八百八十四號）

（第八百八十五號）　（第八百八十六號）　（第八百八十七號）　（第八百八十八號）

（第八百八十九號）　（第八百九十號）　（第八百九十一號）　（第八百九十二號）

（第八百九十三號）　（第八百九十四號）　（第八百九十五號）　（第八百九十六號）

（第八百九十七號）　（第八百九十八號）　（第八百九十九號）　（第九百號）

（第九百一號）　（第九百二號）　（第九百三號）　（第九百四號）

（第九百五號）　（第九百六號）　（第九百七號）　（第九百八號）

（第九百九號）　（第九百十號）　（第九百十一號）　（第九百十二號）

（第九百十三號）　（第九百十四號）　（第九百十五號）　（第九百十六號）

（第九百十七號）　（第九百十八號）　（第九百十九號）　（第九百二十號）

（第九百二十一號）　（第九百二十二號）　（第九百二十三號）　（第九百二十四號）

（第九百二十五號）　（第九百二十六號）　（第九百二十七號）　（第九百二十八號）

（第九百二十九號）　（第九百三十號）　（第九百三十一號）　（第九百三十二號）

（第九百三十三號）　（第九百三十四號）　（第九百三十五號）　（第九百三十六號）

（第九百三十七號）　（第九百三十八號）　（第九百三十九號）　（第九百四十號）

（第九百四十一號）　（第九百四十二號）　（第九百四十三號）　（第九百四十四號）

（第九百四十五號）　（第九百四十六號）　（第九百四十七號）　（第九百四十八號）

（第九百四十九號）　（第九百五十號）　（第九百五十一號）　（第九百五十二號）

（第九百五十三號）　（第九百五十四號）　（第九百五十五號）　（第九百五十六號）

（第九百五十七號）　（第九百五十八號）　（第九百五十九號）　（第九百六十號）

（第九百六十一號）　（第九百六十二號）　（第九百六十三號）　（第九百六十四號）

（第九百六十五號）　（第九百六十六號）　（第九百六十七號）　（第九百六十八號）

（第九百六十九號）　（第九百七十號）　（第九百七十一號）　（第九百七十二號）

（第九百七十三號）　（第九百七十四號）　（第九百七十五號）　（第九百七十六號）

（第九百七十七號）　（第九百七十八號）　（第九百七十九號）　（第九百八十號）

（第九百八十一號）　（第九百八十二號）　（第九百八十三號）　（第九百八十四號）

（第九百八十五號）　（第九百八十六號）　（第九百八十七號）　（第九百八十八號）

（第九百八十九號）　（第九百九十號）　（第九百九十一號）　（第九百九十二號）

（第九百九十三號）　（第九百九十四號）　（第九百九十五號）　（第九百九十六號）

（第九百九十七號）　（第九百九十八號）　（第九百九十九號）　（第一千號）

日分を記載すればよい）

（四）、「賃金、給料又ハ俸給ニ準スルモノ」の部の第一號乃至第五號の欄も右に準じて區別し記載すること

五、「事業主」の欄は事業主が會社であれば「（氏名及印）」の欄に會社名のみを記載しても差支へなきこと、尙此の場合は印は會社印を押捺すること、又「住所」の欄には會社の事務所の所在地（事務所が數箇所ある場合は主たる事務所の所在地）を記載すること

六、「事業」の欄の記載は右に示した例は個人經營で事業の名稱及種類が工場の名稱及種類と同じ場合であるから單に一つの事業で工場が二つ以上在つて同一種類の工場が夫々異なる品物を製造する場合の如きは此の兩者の記載方を異にすること、「事業主」が會社であれば「事業」の欄の「（名稱）」の欄には會社名のみを記載すること

第一章　被保險者に關する事項

健康保險の被保險者とは强制被保險者、任意包括被保險者、任意續續被保險者の三種類がある

一、强制被保險者

强制被保險者とは工場法の適用を受くる工場又は鑛業法の適用を受くる事業場若くは工場（卽ち鑛山又は其の附屬工場）に使用せらるゝ者であつて是等の者は大正十五年七月一日以後健康保險法が施行せられた結果當然被保險者となるものである（法一二三條）、然し左の者は被保險者とならない。

（一）、臨時に使用せらるゝ者の中左に掲ぐる者（法一二三條、令九條）

イ、六十日以內の期間を定めて使用せらるゝ者、然し所定の期間を超ゑて引き續き使用せらるゝ場合は被保險者となる）

ロ、使用期間の定めなく勞務供給契約（人夫請負の如きもの）に基いて使用せらるゝ者又は試に使用せらるゝ者（然し三十日を超ゑて引き續き使用せらるゝ場合は被保險者となる）

ハ、日日雇ひ入れらるゝ者（然し三十日を超ゑて引き續き使用せらるゝ場合は被保險者となる）

（二）、賃與、手當、住宅料、食費補助の類で賃金の額の決定に影響のあるもの（但し四月日以上每に支給する賃與、手當の類を除くこと）及び住宅、寄宿舍に付て利益を供與し或は食事等の現品を支給するものゝ類で賃金の額の決定に影響のあるものがあれば其の一日分を「賃金、給料又ハ俸給ニ準スルモノ」の部の各相當欄に記載すること尙是等の利益又は現品の見積價格は保險署に於て定めた標準價格に依り計算すること

（三）、「賃金、給料又ハ俸給」の部の「第一號」の欄には年俸、「第二號」の欄には月給、「第三號」の欄には年又は月以外の一定の期間給、「第四號」の欄には日給又は時間給等「第五號」の欄には以上の外のものを記載す

被保險者が死亡した場合は被保險者に依つて生計を維持した者で埋葬を行ふ者に對し標準報酬日額の二十日分に相當する金額（其の金額が二十圓未滿なるときは二十圓とする）を埋葬料として支給する（法四九條一項）、若し生計を維持した者で埋葬を行ふ者がないときは誰でも埋葬を實際に行つた者に對し右の金額の範圍內に於て其の埋葬に要した費用に相當する金額を支給する（法四九條二項）

三、分娩に關する給付

被保險者が分娩した場合は分娩費として二十圓を支給する（法五〇條）、尙雙產の者に對しては產院に收容し又は助產の手當を施すこともある（法五一條）、又分娩前二十八日、分娩後四十二日の間に於て休業した場合は其の期間標準報酬日額の六割に相當する金額を出產手當金として支給する（法五〇條、令八〇條）

第四章　費用の負擔に關する事項

保險事業に要する費用は保險料として事業主と被保險者とが之を負擔する（法七一條、法七二條）又健康保險組合の保險給付に要する費用の十分の一は國庫に於て之を負擔する（法七〇條）

一、保險料の負擔割合

保險料は被保險者と事業主とが各二分の一宛を負擔する（法七二條）、但し任意續續被保險者は全額を負擔する（法七二條）、又少額所得者たる被保險者に付ては事業主が二分の一よりも多く負擔する（法七三條、令九七條）

被保險者の負擔すべき保險料額は一日に付いて標準報酬日額の百分の三を超ゆることができない、若し此の制限を超ゑて保險料を徵收する必要があるときは其の超過部分は事業主に於て負擔しなければならぬ（法七四條）

尙保險料率は保險者に於て之を定める（令九五條）

二、保險料の徵收

事業主は自己の負擔すべき保險料の外に被保險者の負擔すべき保險料に付ても納付の義務がある（法七七條）、而して事業主は每月の保險料を一緡めにして翌月末日迄に保險者に對し納付することを要する（令一〇〇條）、但し組合に在りては此の納付期日に付いて別段の規定を設くることがある（令一〇一條）

勞約業務に使用せらるゝ者は被保險者とならないことに定められてある、然し繼續して百二十日以上使用せらるゝ場合は被保險者となる）（大正十五年十月省令四七號）

（二）、一年の報酬千二百圓を超ゆる職員（職員の意義は一般社會通念に據る（法一三條）

（三）、政府の事業に使用せらるゝ官吏及待遇官吏（令附則、大正十五年十月省令四八號）

（四）、本來の事業に直接關係のない使用人

法文は況く工場又は鑛山に使用せらるゝ者と謂ふ法律上は職工たること失たること將又其の他の勞働者たることはないやうであるけれども工業的作業に直接關係のない場所に使用せらるゝ者即ち金錢工業的の色彩のない業務のみに使用せらるゝ者の如きは被保險者とならない趣旨である、例へば工場又は鑛山に附屬する醫師、助手又は看護婦、學校の教師、託兒所の保姆等は他に工業的の業務を兼務して居れば格別であるが然らざる場合は被保險者とならない、又本來の作業に直接關係しない者であれば門番、給仕、掃除婦、炊事夫の如き者でも凡て被保險者となるものである

（五）、單なる在籍者

工場又は事業場に使用せらるゝと謂ふことは必ずしも雇傭契約の有れを必要としない卽ち事實上使用せられて居ることを以て足りるのである、故に形式的の雇傭契約が仍存在すると雖も一定期間等和當長きに亘る等の爲めに名儀だけの名籍者となつて事實上工場又は事業場との關係が絕つたと認められるゝ者の如きは被保險者の資格を喪失するものである

二、任意包括被保險者

任意包括被保險者とは工場法の適用なき工場鑛業法の適用なき事業場若くは工場又は土木建築、交通、運輸等工業的企業の事業主が其の事業に使用せらるゝ者の二分の一以上の同意を得て內務大臣の認可を受け是等事業に使用せらるゝ者を包括して被保險者とした者である（法一四條、法一五條）勿論强制被保險者の部に於て述べた（一）乃至（五）の者は被保險者とならない、尙任意包括被保險者となつた後は其の事業主に於て是等の者の四分の三以上の同意を得て內務大臣の認可を受け被保險者の資格を喪失せしむることができる（法一九條）

三、任意續續被保險者

任意續續被保險者とは强制被保險者又は任意包括被保險者の資格を喪失した者にして資格喪失の日前一年內に百八十日以上被保險者であつた者又は資格喪失の際引き續き六十日以上被保險者であつた者が一定の期間內に保險者に對し申請して被保險者となつた者である（法二〇條）、而して是等の者は一定の期間を經過すれば被保險者の資格を喪失する（法二一條）

第二章　保險者に關する事項

健康保險の保險者には政府と健康保險組合の二種類がある（法二二條）

一、政府

政府は健康保險組合に屬しない被保險者の保險を管掌するものであつて（法二四條）健康保險署に於て其の事務を取扱ふものである

二、健康保險組合

健康保險組合は組合員たる被保險者の保險を管掌するものである（法二五條）

健康保險組合の設立には任意設立と强制設立の別がある

（一）、任意設立

任意設立とは一又は二以上の事業に付いて被保險者を常時三百人以上使用する事業主は組合員となる資格を有する被保險者又は被保險者となるべき者の二分の一以上の同意を得、內務大臣の認可を受けて設立するものである（法二八條、法二九條）、又被保險者を使用する二以上の事業主は共同して一の組合を設立することもできる、此の場合は被保險者の數は合算して常時三百人以上たることを要する（法二八條二項）、尙一事業にして作業の場所が數多ある場合に於ては必ずしも全部の作業の場所を通じて一の組合を設立することを要せず便宜に從ひ二以上の組合を設立することもできる、然し斯くするには內務大臣に於て一又は二以上の場所に於ける作業を一事業と看做さなければならない（法三三條）

（二）、强制設立

强制設立とは一事業に付て强制被保險者を常時五百人以上使用する事業主に對し內務大臣が組合を設立すべき旨を命令した場合に於て此の命令に基き內務大臣の認可を受け組合を設立するものである（法三一條法三二條）尙此の場合に於ても一事業にして作業の場所が數多ある場合は內務大臣は一又は二以上の場所に於ける作業を一事業と看做し以て事業の一部に付いても組合の設立を認めることがある（法三三條）

第三章　保險給付に關する事項

健康保險は被保險者の疾病、負傷、死亡、分娩に關して保險給付をする（法一條）、尙被保險者の資格を喪失した者に對しても一定期間は保險給付をする（法五五條、法五六條、法五七條）

一、傷病に關する給付

被保險者が疾病に罹り又は負傷をした場合は療養の給付をする（法四三條一項）而して傷病の重きものであれば病院に收容することもある（法四三條二項）又被保險者が療養の爲めに勞務に服することができないときは其期間（業務上の事由に因らない傷病であれば第四日目から）標準報酬日額の六割に相當する金額を傷病手當金として支給する（法四五條）右の療養の給付及び傷病手當金の支給は同一の傷病であれば百八十日迄を限度とし（法四七條一項）又業務上の事由に因らない傷病であれば一年の內合計百八十日迄を限度とする（法四七條二項）

尙療養の給付の期間が滿了した場合でも被保險者が他の法令の規定に依り事業主より扶助を受くべき者（例へば工場法に依り工業主より扶助を受くべき者の如きもの）である場合に於て其の事業主より保險者に對し繼續して療養の給付をせられたき旨の申請があれば保險者は特に之を承認し繼續して療養の給付をすることがある（法四八條一項）、而して此の場合の繼續療養に要した費用は保險者に於て事業主より之を徵收する（法四八條二項）

二、死亡に關する給付

健康保險に關しての資格給付を一、傷病給付をする（法五七條）

療養の給付を

給料又は

病の

ある

めに

四日

金額

右の

傷病

七條

あれ

（法四

尙療

險者

を受

り扶

に於

療養

險者

する

場合

事業

© Kyozomekai

保險料は被保險者が傷病手當金又は出產手當金の支給を受くる期間等（法七六條）の外は事業の公休日と雖も尚くも被保險者たる資格のある間は被保險者も事業主も負擔する義務がある

三、保險料の控除

右の如く事業主が被保險者の負擔する保險料を納付する義務があるから事業主は被保險者に對し賃金等を支拂ふ際に其の被保險者の負擔すべき前月分の保險料を其の支拂ふ賃金等より控除する權利がある（令九八條）、但し組合に在りては別段の規定を設くることがある（令一〇一條）

尙事業主は被保險者の負擔すべき保險料を報酬より控除した場合は一定の樣式に依る計算書を調製し工場又は事業場毎に之を備へ置き被保險者の請求があれば閲覧せしめなければならぬ（令九九條、則七條）

四、保險料其の他徴收金の滯納處分

保險料其の他徴收金を其の納付義務者が滯納した場合に於て保險者が市町村に對し滯納處分を請求したときは市町村は市町村稅の例に依り納付義務者に對し滯納處分をする（法一一條）

第五章　權利の救濟に關する事項

保險給付に關する決定に不服のある者及び保險料其の他徴收金の賦課徴收の處分に不服のある者は夫々審査の請求、訴願又は訴訟の提起等に依り救濟を求むる途がある

一、保險給付決定に不服ある者の救濟

保險給付に關する決定に不服ある者は第一次健康保險審査會に審査を請求し、其の決定に不服あるときは第二次健康保險審査會に審査を請求し、其の決定に不服あるときは通常裁判所に訴を提起することができる（法八〇條）

二、保險料其の他徴收金の賦課徴收の處分に不服ある者の救濟

保險料其の他徴收金の賦課又は徴收の處分に不服ある者は社會局長官に訴願し其の裁決に不服ある者は內務大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することができる（法八一條、令一二四條）

長官に在りては第二次健康保險審査會の審査を經、內務大臣に在りては第三次健康保險審査會の審査を經て裁決をする（法八二條）

前記の健康保險審査會は一種の簡易裁判所の如きものであつて其の委員は（一）官公吏又は學識經驗ある者、（二）被保險者を使用する事業主、（三）被保險者の中から各同數宛內務大臣又は內閣に於て之を任命する（令一〇六條、令一〇八條）

第六章　事業主の義務

事業主には屆出　證明、書類保存其の他種々の義務がある、其主なるものは左の如くである

一、健康保險組合設立命令を受けたる場合の設立認可申請の義務（法三二條）（第二章を參照せられたい）

二、保險料納付の義務（法七七條）（第四章を參照せられたい）

三、保險料控除計算書の備付及閲覧に應ずるの義務（令九九條）（第四章を參照せられたい）

四、屆出の義務

事業主は保險署又は組合に對し左の屆出をすることを要する

（一）、被保險者資格取得の屆（則一〇條一項）

新に雇ひ入れたり又は臨時雇が常傭になつたり、工場又は事業場に新に工場法又は鑛業法が適用せられたり、任意包括被保險者となることの認可があつたりした等の爲め事業に使用せらるゝ者が被保險者の資格を取得したときは一定の樣式に依り五日以內に屆出づることを要する、然し健康保險法の實施の際に於ては緒言に述べた如く大正十五年十一月一日に於て被保險者の資格を有してゐる者を同月五日迄に屆出ればよろしいのである（則附則二項）、又屆書の記載方等に付ては緒言に述べた通りである

（二）被保險者資格喪失の屆（則一〇條二項）

解雇したり、常傭が臨時雇となつたり、年收千二百圓を超ゆない者が超ゆることゝなつたり、任意包括被保險者の資格喪失の認可があつたりした等の爲め事業に使用せらるゝ者が被保險者の資格を喪失したときは一定の樣式に依り五日以內に屆出づることを要する

（三）、任意續續被保險者が强制被保險者又は任意包括被保險者に變じたることの屆（則一一條）（五日以內に屆出づること）

（四）、報酬日額算定基礎の屆（則三條）

毎年六月一日現在に依つて被保險者の報酬日額の算定基礎を同月十日迄に一定の樣式に依り屆出づることを要する（則三條）、但し組合に在りては此の時期を別に定めることができる（令四條、則四項）、從來の屆書の記載

分業ニ該當シ若クハ類似スル營業ヲ指稱ス

一友仙染業　絹帛友仙更紗、綿布更紗友仙、半襟友仙、友仙玉糊置

一模樣染業

一茶染業　絹帛黑染、綿布黑染

一紅染業　絹帛紅染、綿布紅染

一引染業

一藍染業

一正絹染業

一毛斯綸染業　形染、無地染

一小紋染業　小紋形染、小紋白書、小紋拔染

一中形染業　中形絹染、中形白書

一印ル物染業　手拭染、風呂敷染、幕幟染

一機械染業　捺染、無地染

一糸綛染業　糸綛色染、糸綛黑染、糸綛生藍

一絹染業　紋下書、紋染

一晒白業

一張物業　吟出張（絹綿張ヲ含ム）素張（異國張、衣張、白張、足袋張、綿綿張ヲ含ム）

一灰汁附業

一再整業　綿布再整、御召再整（明石再整　伊勢崎再整）

一湯熨斗業　綿綿湯熨斗、闘東物湯熨斗、七裂湯熨斗

一紋上書業

一形彫業

一糊置業　紋糊、模樣糊

一洗色拔業

一浸落調整業

一練物業　絹帛練、綿綿練

一糸練業

第三條　本組合ハ京都染物同業組合ト稱ス其事務所ハ京都市上京區釜座通竹屋町下ル鳥屋町

第二百三十五號
發行兼編輯人　新野眞想
印刷人　森本文次郎
京都市柴屋通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一七七六番

公示

◆公示第一號

本組合定款變更ハ組合代表員會決議ヲ經（其筋（認可ノ申請ヲナシタル處左ノ通リ認可相成リタリ此旨公示ス

昭和二年一月十日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

京都府指令工商第一五一〇號

京都染物同業組合

大正十五年十二月二十一日付第一三五號申請定款變更ノ件認可ス

昭和元年十二月二十七日

京都府知事　[illegible]恒之助

◆公示第二號

昭和元年度中ニ於ケル捷弟ニシテ及義賞狀授與式日ハ例年一月廿日ヲ以テ挙行シタルモ都合ニ依リ延期シ後定日ハ更ニ公示ス

昭和二年一月十日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

京都染物同業組合定款

第一條　本組合ハ重要物產同業組合法ニ依リ京都市及愛宕葛野乙訓紀伊宇治ノ各郡地區內ニ於ケル染物業及其關係工業ヲ營ム者（法人ヲ含ム）ヲ以テ之ヲ組織ス

第二條　前條ノ染物業及其關係工業トハ左ノ各

一模樣染業　絹帛友仙更紗、綿布更紗友仙、半襟友仙、友仙玉糊置

一茶染業　絹帛黑染、綿布黑染

一紅染業　絹帛紅染、綿布紅染

一引染業

一藍染業

一正絹染業

一毛斯綸染業　形染、無地染

一小紋染業　小紋形染、小紋白書、小紋拔染

一中形染業　中形絹染、中形白書

一印ル物染業　手拭染、風呂敷染、幕幟染

一機械染業　捺染、無地染

一糸綛染業　糸綛色染、糸綛黑染、糸綛生藍

一絹染業　紋下書、紋染

一晒白業

一張物業　吟出張（絹綿張ヲ含ム）素張（異國張、衣張、白張、足袋張、綿綿張ヲ含ム）

一灰汁附業

一再整業　綿布再整、御召再整（明石再整　伊勢崎再整）

一湯熨斗業　綿綿湯熨斗、闘東物湯熨斗、七裂湯熨斗

一紋上書業

一形彫業

一糊置業　紋糊、模樣糊

一洗色拔業

一浸落調整業

一練物業　絹帛練、綿綿練

一糸練業

第三條　本組合ハ京都染物同業組合ト稱ス其事務所ハ京都市上京區釜座通竹屋町下ル鳥屋町

第四條　本組合及役員ノ徽章ハ左ノ如シ（徽章略ス）

第五條　本組合ノ公示方法ハ本組合ノ發行スル月報ニ登載スルヲ以テ公布式トス

第六條　本組合ハ他ノ組合ト氣脈ヲ通シ聯合會ヲ設クルコトヲ得

第二章　目的及業務

第七條　本組合ハ組合員ノ技術並ニ取引法ノ發達ヲ圖リ信用ヲ向上セシメ營業上ノ弊害ヲ矯正シ組合員相互ノ福利ヲ增進スルヲ以テ目的トス

第八條　本組合ハ前條ノ目的ヲ達スルタメ行フヘキ業務ノ概目左ノ如シ

一陳列所ヲ經營スルコト

二試驗所ヲ經營スルコト

三生產品ノ監査ヲ行フコト

四競技會圖案會ヲ開催スルコト

五取引ヲ確實ナラシムル方法ヲ講スルコト

六染代金及加工賃ノ標準ヲ定ムルコト

七職工徒弟ノ教養並ニ取締ヲ爲スコト

八發明品ノ保護奬勵ヲ爲スコト

九當業者間ノ紛擾ニ對シ和解並ニ調停ヲ爲スコト

十月報ヲ發行スルコト

十一其他前條ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第三章　業務ノ執行

第九條　陳列所ハ內外國ニ於ケル染物及染物ニ關スル標本、圖書、機械、器具、原料、其他參考トナルヘキモノヲ蒐集陳列シテ組合員ノ縱覽ニ供スルモノトス

組長ハ評議員會ノ決議ヲ經テ陳列所經營上必要ナル諮問機關ヲ設クルコトヲ得

第十條　試驗所ハ染物ノ鑑定、染法ノ試驗、染物ニ關スル圖書ノ驗譯設明染物ニ關スル機械器具ノ設明製圖並ニ設計等ヲナスモノトス

試驗所ハ組合員ノ依託ニ依リ前項ノ業務ヲ行フコトヲ要ス但シ所要經費ハ別ニ規定ヲ設ケ之ヲ償敢スト雖モ組長ニ於テ必要ナシト認ムルトキハ之ヲ減免スルコトヲ得

組長ハ評議員會ノ決議ヲ經テ試驗所經營上必要ナル諮問機關ヲ設クルコトヲ得

第十一條　組長ハ組合員ヲシテ時價ニ相當スル賃金ニ依リ取引ヲ行ハシメ不當ノ取引ヲ防止スル爲メニ評議員會ノ査定ヲ經テ染代金及加工賃ノ標準ヲ定メ組合員ニ公示スルコトアルヘシ

第十五條　組合員ニ對シ染代金及加工賃ノ支拂ヲ延滯シ又ハ不當ノ値引ヲ爲ス注文主アルトキハ關係組合員ノ申告ニ依リ組長ハ事實ヲ調査シ必要アリト認メタルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ一定ノ期間內廻組合員又ハ必要ノ部員ニ對シ其注文主トノ取引ヲ停止シ其旨公示スヘシ但組長ハ注文主ニ於テ支拂ノ事實又ハ不當ノ値引ヲ取消シタル事實ヲ認メタルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ取引停止ヲ解クヘシ

第十六條　本組合ニ於テ職工ト稱スルハ染物並ニ染物ニ關スル工業ノ技術ヲ有スルモノニシテ賃金ヲ得ル目的ヲ以テ組合員ニ雇使セラルヘキモノヲ又徒弟ト稱スルハ職工タルニ必要ナル技術ヲ傳習スル爲メ一定ノ雇傭期間ヲ定メ組合員ニ師事スルモノヲ指稱ス

第十七條　組合員ハ職工徒弟ヲ雇傭シタルトキハ契約締結ノ日ヨリ五日以內ニ其氏名住所年

署又は組合に申請する場合（則五六條二項）

ホ、傷病手當金の支給を保險署又は組合に請求する場合（則五七條二項）

（二）、勞務に服しなかつた期間に關する事項

此の事項の證明は保險給付を受けむとする者が左の場合に於て必要とするものである

イ、傷病手當金の支給を保險署又は組合に請求する場合（則五七條二項）

ロ、出產手當金の支給を保險署又は組合に請求する場合（則五八條二項）

六、標準報酬告知の義務

事業主は保險者又は組合より被保險者の標準報酬の決定又は變更の通知を受けた場合は當該被保險者に對し遲滯なく之を通知することを要する（則五九條）

七、書類保存の義務

事業主は健康保險に關する書類を完結の日から十二年間保存することを要する（則八條）

八、報告又は文書提出の義務

前記の屆出義務の外に保險者より事業主に對して被保險者の異動、報酬其の他健康保險の施行上必要なる事項に關し報告又は文書提出の要求があつた場合は事業主は報告又は文書を提示することを要する（法八條）

第七章　事業主に對する制裁に關する事項

事業主は左の場合に於ては夫々罰金、科料等の制裁を受ける

一、正當の理由なくして保險官署の官吏又は吏員に對し保險事務に生じたる作業の場所の臨檢を拒み若くは妨げ又は訊問に對して答辯を爲さず若くは虛僞の答辯をした場合は三百圓以下の罰金に處せらるゝ（法八七條）

二、保險者より要求したる場合に於て正當の理由なくして期限をせず、虛僞の報告をし又は文書の提出をせざる場合は百圓以下の罰金に處せらる（法八八條）

三、組合の設立を命ぜられたるも正當の理由なくして內務大臣の指定する期日迄に設立の認可を申請せざる場合は其の手續の遲延した期間負擔すべき保險料額の二倍に相當する金額以下の過料に處せらる（法九九條）

四、第六節に述べた事業主の義務に違反した場合即ち左に該當した場合は百圓以下の罰金又は科料に處せられる（則八〇條）

（一）、保險料控除計算書の備付若くは記載を怠り、虛僞の記載をし又は故なく被保險者に對し閲覧を拒んだ場合

（二）、屆出を怠り又は虛僞の屆出をした場合

（三）、證明の義務を怠さなかつた場合

（四）、報酬日額算定の基礎の屆出をしなかつた場合

（五）、書類保存の義務を怠つた場合

（六）、報告又は文書提出の義務を怠つた場合

第十一條　組合員ハ職工徒弟ヲ雇傭シタルトキハ

雇傭ヲ爲ル爲メ臨時之ヲ開設シ組合員又ハ職工徒弟ヲシテ出品セシメ其技術ノ優劣ヲ審査シ優秀ナルモノニ對シ授賞ス

審査員ハ評議員會ノ決議ヲ經テ組長之ヲ囑託ス

第十二條　圖案會ハ染物ニ關スル意匠圖案ノ發達ヲ圖ル爲メ隨時之ヲ開設ス其出品物ハ組合ノ內外ヲ論セス廣ク之ヲ募集シ其優劣ヲ審査シ優秀ナルモノニ對シ授賞ス

前條第二項ノ規定ハ圖案會ニ之ヲ適用ス

第十三條　製品ノ監査ハ臨機監査員ヲ工場又ハ店舗ニ派遣シ之ヲ行ハシメ且場合ニ依リ役員之ヲ行フ其監査方法ハ別ニ之ヲ定ム

監査員監査ヲ行フトキハ左記ノ証票ヲ携帶シ監査員タルコトヲ立証スヘシ

監査員　某

京都染物同業組合監査員章

監査員ハ評議員會ノ決議ヲ經テ組長之ヲ囑託ス

第十四條　組長ハ組合員ヲシテ時價ニ相當スル賃金ニ依リ取引ヲ行ハシメ不當ノ取引ヲ防止スル爲メニ評議員會ノ査定ヲ經テ染代金及加工賃ノ標準ヲ定メ組合員ニ公示スルコトアルヘシ

第十五條　組合員ニ對シ染代金及加工賃ノ支拂ヲ延滯シ又ハ不當ノ値引ヲ爲ス注文主アルトキハ關係組合員ノ申告ニ依リ組長ハ事實ヲ調査シ必要アリト認メタルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ一定ノ期間內廻組合員又ハ必要ノ部員ニ對シ其注文主トノ取引ヲ停止シ其旨公示スヘシ但組長ハ注文主ニ於テ支拂ノ事實又ハ不當ノ値引ヲ取消シタル事實ヲ認メタルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ取引停止ヲ解クヘシ

第十六條　本組合ニ於テ職工ト稱スルハ染物並ニ染物ニ關スル工業ノ技術ヲ有スルモノニシテ賃金ヲ得ル目的ヲ以テ組合員ニ雇使セラルヘキモノヲ又徒弟ト稱スルハ職工タルニ必要ナル技術ヲ傳習スル爲メ一定ノ雇傭期間ヲ定メ組合員ニ師事スルモノヲ指稱ス

第十七條　組合員ハ職工徒弟ヲ雇傭シタルトキハ契約締結ノ日ヨリ五日以內ニ其氏名住所年

© Kyozomekai

勅奏約年限並ニ業務ノ種類ヲ組長ニ屆出ヲ登録ヲ受クヘシ

前項ノ規定ハ職工徒弟ヲ解雇シ又ハ登録事項ニ變更ヲ生シタル場合ニ之ヲ準用ス組長ハ職工徒弟ニ關スル登録ヲ爲シタルトキハ其旨組合員ニ公示スヘシ

第十八條　組合員ハ自己ノ雇傭セル職工徒弟ニシテ不都合ノ行爲アリシ爲メ解雇シタルトキ又ハ職工徒弟ノ逃走シタルトキハ其旨組長ニ屆出ツヘシ組長ハ前項ノ屆出アリタルトキハ事實ヲ調査シ組合員ニ對シ二ケ年以内ノ範圍ニ於テ其者ノ雇傭ヲ停止シ其旨組合員ニ公示スヘシ

第十九條　職工徒弟ヲ使用スル組合員ハ概ネ左記事項ヲ記載シタル工場規程ヲ定メ組長ノ承認ヲ經テ工場内ニ掲示スヘシ

一、組合員ト職工徒弟間ノ關係
二、就業時間及休憩時間並ニ休日
三、給料支拂ニ關スル事項
四、積立金ニ關スル事項
五、扶助料ニ關スル事項
六、教養並ニ取締ニ關スル事項
七、賞與懲戒ニ關スル事項
八、其他必要ナル事項

第二十條　組長ハ職工徒弟ニシテ左ノ一ニ該當スルモノアルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ表彰スヘシ

一、技術上又ハ機械上ノ發明ヲ爲シ染業ノ改良發達上神益ヲ與ヘタル者
二、品行方正業務ニ精勵シ他ノ模範トナルヘキ者

第二十一條　組合員ハ法律ニ依リ保護ヲ受ケ得ル資格アル自己ノ創意發明品ニシテ法律ノ保護ヲ受ケサル營業上ノ染法又ハ標號ニ對シ本組合ニ登録ヲ申請シ其保護ヲ受クルコトヲ得本組合ハ前項ノ登録ヲ爲シタルトキハ之ヲ組合員ニ公示スヘシ

登録有効期間ハ五ケ年トス但更新スル「ヲ得

第二十二條　組長ハ組合員ヨリ徒弟ノ修業滿期ニ至リタル旨申告アリタルトキハ事實ヲ調査シ修業狀ヲ附與スヘシ

第二十三條　前項ノ報解又ハ調停ハ組長ニ於テ必要ト認メタル者ノ意見ヲ一方ノ調査ヲ

第二十四條　仲裁判斷ハ當事者双方ノ請求アリタル場合ニ限リ之ヲ行フ　仲裁判斷ハ評議員會ニ於テ組合員中ヨリ選任シタル仲裁委員五名ニ依リ之ヲ行フ　仲裁委員ハ委員長一名ヲ互選ス委員長ハ仲裁判斷ニ關スル一切ノ事務ヲ總理ス

第二十五條　仲裁判斷ハ仲裁委員カ判斷事件ニ關シ直接ノ利害關係ヲ有シ若クハ請求人ト親族關係ヲ有スルトキハ之ヲ回避シ判斷ニ干與スヘカラス

第二十六條　仲裁判斷ハ仲裁委員ノ名ニ依リ事件ノ内容決定ノ主文並ニ事由決定年月日ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ宣告ス

仲裁判斷ノ宣告ハ當事者双方共服從ノ義務アルモノトス

第二十七條　仲裁判斷ニ要スル經費ハ評議員會ニ於テ特別ノ事由アルモノト認メタルモノヲ除ク外都テ當事者双方ノ負擔トス

第二十八條　公報ハ少クモ毎月一回之ヲ發行シ組合ニ關スル一切ノ事項並ニ組合員ノ參考資料ヲ登載シ各組合員其他ヘ配付ス

第二十九條　業務執行ニ關スル細則ハ組合會ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第四章　組合員ノ加入脱退

第三十條　第一條該當ノ營業者ニシテ本組合ニ加入スルモノハ組長ニ屆出テ組合員名簿ニ登録ヲ請ヒ組合員証票ノ交付ヲ受クヘシ

前項ニ依リ加入シタル組合員カ法人ナルトキハ代表者ヲ定メ屆出ツヘシ

第三十一條　本組合地區内ニ於テ本店又ハ自宅分工場以外ニ支店又ハ工場ヲ有スル組合員ハ組長ニ其名稱、所在地、管理者ノ氏名、設置年月日ヲ屆出テ支店証票又ハ分工場証票ノ交付ヲ受クヘシ

第三十二條　証票ハ左ノ雛形ニ依リ之ヲ作成ス

第　號
京都染物同業組合（支店）（分工場）証票
何郡　組合員
某

第三十三條　組合員ハ住所、氏名、支店、分工場ノ變更又ハ改廢ヲ爲シタルトキハ直ニ組長ニ屆出テ証票ノ書換ヲ受クヘシ証票ヲ紛失又ハ毀損シタルトキ亦同シ

第三十四條　組合員ト資格消滅ノ爲メ脱退又ハ支店、分工場ヲ廢止シタルトキハ其旨直ニ組長ニ屆出テ証票ヲ返納スヘシ

第五章　組合員ハ組合ニ對シ左ノ權利義務有ス

第三十五條　組合員ノ權利義務

一、役員及代議員ノ選擧被選擧權
二、組合ノ營造物ヲ使用スルコト
三、發明品ノ保護ヲ受クルコト
四、營業上ノ爭議ニ關シ和解調停又ハ仲裁判斷ヲ請求スルコト
五、組合ノ業務會計及財産ニ對シ組長ノ說明ヲ求ムルコト
六、組合ノ事業ニ參與スルコト
七、營業上ノ利害得失ニ關シ建議スルコト
第三十六條　組合員ハ組合ニ對シ左ノ義務ヲ負擔ス

一、營業品ノ監査ヲ拒ムヘカラサルコト
二、粗惡不正ナル染物又ハ加工ヲ爲シ京染ノ聲價ヲ失墜スル行爲ヲ爲サヽルコト
三、取引停止中ノ注文主ト取引ヲ爲サヽルコト
四、組合員ノ受クル注文ヲ奪フ爲メ不正ノ所爲ヲ爲サヽルコト
五、登録公示セラレタル組合員ノ職工徒弟ヲ其雇主ノ承諾ヲ經スシテ使用シ又ハ之ヲ誘拐使用セサルコト
六、雇傭停止中ノ職工徒弟ヲ使用セサルコト
七、登録公示セラレタル組合員ノ發明權ヲ本人ノ承諾ヲ得スシテ侵害スヘカラサルコト
八、組合ノ經費ヲ負擔スルコト
九、組合ノ名譽職ニ就任スルコト
十、組長ノ招喚又ハ組長ノ命ヲ受ケタル職員ノ臨檢ヲ拒絶シ或ハ尋問ニ對シ不實ノ答辯サヽ爲サヽルコト
十一、其他定款諸規程組合會ノ決議並ニ組長

第三十七條　本組合ニハ事務管理ノ爲メ左ノ役員ヲ置ク

一組　長　一名　二副組長　二名
三出納役　一名　四評議員　十五名

第三十八條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一、本組合ニ加入後三ヶ年ヲ經過セシ者
二、本組合地區内ニ住居スル滿二十五歳以上ノ男子タルコト
左ニ掲クルモノハ役員タルコトヲ得ス
一、禁治産ノ宣告ヲ受ケタル者、懲役、禁錮ノ刑ニ處セラレ服役後五ヶ年ヲ經過セサル者同上刑ノ執行猶豫中ノ者
二、破産ノ宣告又ハ家資分散ノ處分ヲ受ケ復權後三ヶ年ヲ經過セサルモノ
三、役員ノ解任ノ處分ヲ受ケタル後四ヶ年ヲ經過セサル者
四、被選擧權停止中ノ者
五、違約金處分ノ決定ヲ受ケ確定後二ヶ年ヲ經過セサル者
六、組合經費ノ滯納者又ハ組合經費ノ滯納者及其處分ヲ受ケ二ヶ年ヲ經過セサル者

第四十條　役員ハ名譽職トス左ノ事由アルニアラサレハ其當選ヲ辭シ又ハ任期中辭任スルコトヲ得ス

一、疾病ノ爲メ出勤ヲ缺クヘカラサル者
二、年齡滿六十歳以上ノ者
三、一任期間以上役員タリシ者
四、其他組合會ニ於テ正當ノ理由アリト認ムル者

第四十一條　本組合ニハ事務處辨ノ爲メ左ノ事務員ヲ置ク但所務規程ハ別ニ設ク

一理　事　一名
二書　記　若干名
三技師技手　若干名

第四十二條　事務員ハ有給トシ組長之ヲ任免ス

理事ハ組長ノ命ヲ受ケ書記ヲ指揮シ庶務ヲ總理ス

書記ハ組長監督ノ下ニ理事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

技師技手ハ組長監督ノ下ニ試驗所事務ニ從事シ技術上ニ關シテハ組合ニ對シ獨立ノ責任ヲ有ス

役員ハ組合會ノ別ニ定ムル所ニ從ヒ之ヲ選擧ス其選擧ハ投票ヲ以テ之ヲ行ヒ投票多數ヲ得タル者ヲ當選者トシ投票ノ數同キトキハ年長者ヲ採リ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ當選者ヲ定ム

第四十四條　役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ直ニ補缺選擧ヲ行フ

但缺員カ改選期前ニシテ組長ニ於テ補缺セサルモ差支ナシト認メタル場合又ハ議員中二名以内ノ缺員ナルトキハ此限リニアラス補缺選擧ニ當選シタルモノハ前任者ノ殘任期ヲ繼承スルモノトス

第四十五條　代議員ハ第二條ノ区劃毎ニ所屬組合員數ヲ標準トシ左ノ割合ニ依リ選出ス

組合員百戸以下ノ部ハ代議員一人　組合員百一戸以上二百戸以下ノ部ハ代議員二人　組合員二百一戸以上三百戸以下ノ部ハ代議員三人　組合員三百一戸以上五百戸以下ノ部ハ代議員四人　組合員五百一戸以上ノ部ハ五人

第四十六條　代議員ノ選擧ハ選擧會ヲ設ケ連記無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ選擧ハ部ニ從屬スル部員ヲ選擧權ヲ有スル組合ニ對スル義務ヲ果サヽルモノハ其期間ノ選擧權ヲ中止ス當選ノ決定ハ第四十二條ノ例ニ依ル

第四十七條　選擧會ハ組長ヲ選擧長ニ任シ部長投票管理者トナリ部員中ヨリ選定セル二名ノ立會人ト共ニ之ヲ執行ス

第四十八條　選擧會ハ組長ニ於テ選擧會ノ日時場所ヲ定メ選擧ニ參與シ共ニ一週間以前ニ之ヲ公示スヘシ

第四十九條　役員代議員ノ任期　四ケ年トス但シ代議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ直ニ補缺選擧ヲ行フ

第五十條　選擧ヲ終了シタルトキハ選擧顚末ヲ記載シタル記錄ヲ作成シ立會人ト共ニ署名捺印シタル書面ヲ添ヘ當選者ニ通知シ選擧長報告ヲ受ケタルトキハ當選者ニ通知シ其旨組合員ニ公示スヘシ

第六章　議事機關

第五十一條　本組合ニハ評議員會及組合會ヲ設ク

第五十二條　評議員會ハ組長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ評議員全員ノ三分ノ一以上五、定款ノ變更又ハ設定ノ制定及改廢
六、組合所有不動産重要ナル動産ノ處分
七、組合ノ利害ニ關スル事項
八、評議員會ノ違約處分ニ對スル異議ノ申立ノ決定
九、組長ノ諮詢及其必要ト認ムル事項

第五十七條　評議員會ハ評議員中ヨリ組合會ハ代議員中ヨリ議長副議長各一名ヲ互選ス議長ハ會議ヲ開閉シ議事ノ整理並ニ議場ノ取締ニ任ス副議長ハ議長ニ故障アル場合之ヲ代理ス議長副議長共ニ故障アルトキハ出席議員中ヨリ其代理者ヲ互選ス

第五十八條　組合會ハ代議員定數ノ半數以上出席スルニアラサレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

但同一議事ニ付再招集ヲ爲シタルトキハ其三分ノ一以上ノ出席者アリタルトキ之ヲ開クコトヲ得

組合會ノ決議ハ特定ノ場合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

第五十九條　組合會ニ於テ役員ノ解任ヲ決議スルニハ總代議員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス但此場合同時ニ補缺選擧ヲ行ヒ殘任期ヲ補足セシム

第六十條　役員並ニ組長ノ命ヲ受ケタル事務員ハ會議ニ參與シ議案ノ說明並ニ意見ヲ陳フルコトヲ得但決議ニ加ハルコトヲ得ス

第六十一條　評議員會及組合會ノ議長ハ會議ノ都度開會ノ日時場所評議員若クハ代議員ノ定數及其出席數、議事ノ要領議決シタル事項、賛否ノ數ヲ記載シタル決議錄ヲ作リ議長及出席者二名以上之ニ記名捺印スヘシ

第六十二條　第三十八條乃至第四十條ノ規定ハ代議員ニ之ヲ準用ス

第六十三條　會議ニ關スル細則ハ當該會議ノ決議ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第九章　部及區

第六十四條　本組合ハ事務處辨ノ爲メ第二條ノ業別ニ部ヲ設ク

但第二條ノ業別中再整業ハ總布再整、鞣召再整ノ二部ニ分割ス

部ニハ必要ニ應シ部内組合員ノ業態別ニ評議員會ノ決議ヲ以テ區ヲ設クルコトヲ得區ヲ設置シタルトキハ組長ハ之ヲ公示スヘシ

第六十五條　組合員ハ營業ヲ數種ニ亘ルトキハ各其部及區ニ從屬スルモノトス

第六十六條　部及區ニハ左ノ職員ヲ置ク

（部）部長一名　副部長一名　（區）幹事一名

第六十七條　部長ハ組長監督ノ下ニ部ニ屬スル一切ノ事務ヲ總理ス

副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ之ヲ代理ス

幹事ハ部長監督ノ下ニ區ニ屬スル一切ノ事務ヲ總理ス

第六十八條　職員ハ任期ヲ二ケ年トス

職員ハ其部又ハ區所屬組合員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第六十九條　職員ノ選擧ハ代議員ニ關スル規定ヲ準用ス

第七十條　部長ハ其部ノ利害ニ關スル事件ニ付組長、評議員會又ハ組合會ニ建議シ又ハ意見ヲ述フルコトヲ得

幹事ハ其區ノ利害ニ關スル事件ニ付部長又ハ部會ニ意見ヲ述フルコトヲ得

第七十一條　部又ハ區ニハ部會又ハ區會ヲ設クルコトヲ得

部會及區會ハ其部又ハ區所屬組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

部會及區會ハ議長ハ部長及幹事之ニ任ス但會議ニ於テ必要アリト認メタルトキハ出席者ノ互選ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第七十二條　所屬組合員數五十名以上ノ部又ハ區ニ在テハ部會又ハ區會ニ代フルニ所屬組合員中ヨリ選任シタル委員ヲ以テ組織シタル委員會ヲ設クルコトヲ得

第七十三條　部及區ニ規約ノ必要アルトキハ部會又ハ區會若クハ委員會ノ決議ヲ以テ之ヲ定メ組長ノ承認（區ニ在テハ部長ヲ經テ）ヲ受クヘシ其變更ノトキ亦同シ部會區會又ハ委員會ノ決議事項ハ組長ノ承認（區ニ在テハ部長ヲ經テ）ヲ受クルニアラサレハ之ヲ實行スルコトヲ得ス

第七十四條　部會區會及委員會ハ其部又ハ區ノ利害ニ關スル事件ニ付評議員會又ハ組合會ニ建議スルコトヲ得

第七十五條　委員ノ選擧ハ代議員ノ條項ニ準據ス

第三十七條　本組合ニハ事務管理ノ爲メ左ノ役員ヲ置ク

一組　長　一名　二副組長　二名
三出納役　一名　四評議員　十五名

第三十八條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一、本組合ニ加入後三ヶ年ヲ經過セシ者
二、本組合地區内ニ住居スル滿二十五歳以上ノ男子タルコト
左ニ掲クルモノハ役員タルコトヲ得ス
一、禁治産ノ宣告ヲ受ケタル者、懲役、禁錮ノ刑ニ處セラレ服役後五ヶ年ヲ經過セサル者同上刑ノ執行猶豫中ノ者
二、破産ノ宣告又ハ家資分散ノ處分ヲ受ケ復權後三ヶ年ヲ經過セサルモノ
三、役員ノ解任ノ處分ヲ受ケタル後四ヶ年ヲ經過セサル者
四、被選擧權停止中ノ者
五、違約金處分ノ決定ヲ受ケ確定後二ヶ年ヲ經過セサル者
六、組合經費ノ滯納者又ハ組合經費ノ滯納者及其處分ヲ受ケ二ヶ年ヲ經過セサル者

第四十條　役員ハ名譽職トス左ノ事由アルニアラサレハ其當選ヲ辭シ又ハ任期中辭任スルコトヲ得ス

一、疾病ノ爲メ出勤ヲ缺クヘカラサル者
二、年齡滿六十歳以上ノ者
三、一任期間以上役員タリシ者
四、其他組合會ニ於テ正當ノ理由アリト認ムル者

第四十一條　本組合ニハ事務處辨ノ爲メ左ノ事務員ヲ置ク但所務規程ハ別ニ設ク

一理　事　一名
二書　記　若干名
三技師技手　若干名

第四十二條　事務員ハ有給トシ組長之ヲ任免ス

理事ハ組長ノ命ヲ受ケ書記ヲ指揮シ庶務ヲ總理ス

書記ハ組長監督ノ下ニ理事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

技師技手ハ組長監督ノ下ニ試驗所事務ニ從事シ技術上ニ關シテハ組合ニ對シ獨立ノ責任ヲ有ス

© Kyozomekai

第七十六條　第三十八條乃至第四十條及第四十三條ノ規定ハ部職員及委員ニ第五十九條ノ規定ハ部職員ニ第五十八條第六十一條ノ規定ハ會計並ニ區會ニ之ヲ準用ス

第十章　會　計

第七十七條　本組合ノ會計年度ハ曆年ニ據ル

第七十八條　組合（部及區ヲ包含ス）經費ハ財産ヨリ生スル收入補助金、寄附金等ヲ以テ充ツルノ外都テ組合員ノ負擔トス

但評議員會ニ於テ經費必除ノ事由アリト認メタル組合員ハ此限リニアラス

組合員ハ組合ヲ脱退スルモ既納經費ノ返還ヲ受クルコトヲ得ス

第七十九條　組長ハ毎會計年度三ケ月前ニ本組合及部（區ヲ含ム）ニ屬スル翌年度ノ收入支出ノ豫知シ得ヘキ金額ヲ見積リ經費豫算表並ニ徴收法ヲ定メ組合會ノ決議ヲ經ヘシ其旣定豫算額又ハ徴收法ニ變更ヲ要スルキ亦之ニ準ス

組長ハ經費豫算並ニ徴收法ノ認可ヲ受ケタルトキハ其要領ヲ組合員ニ公示スヘシ

第八十條　組長ハ組合經費ノ納付期日ヲ定メ組合員ニ告知書ヲ發スヘシ出納役ハ組合員ニシテ納付期日ニ組合經費ヲ納付セサル者アルトキハ其事實ヲ詳記シ組長ニ報告スヘシ組長ハ催告狀ヲ發シ尚納付セサルトキハ民事ノ訴追ヲ爲スヘシ

第八十一條　金錢ノ出納並ニ財産ノ管理事務ハ出納役之ヲ掌ル

出納役ハ組長ノ命アルニアラサレハ金錢ノ出納財産ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス出納役ハ組長ノ命令アルモ其支出豫算表中ニ豫定ナキ時ハ評議員會又ハ組合會ノ決議ヲ經サル者ニ對シテハ金錢ノ出納財産ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第八十二條　豫算表中豫算外ノ費用又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲メ豫備費ヲ置ク豫備費ハ評議員會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ之ヲ支出スルコトヲ得ス

第八十三條　組長ハ會計年度閉鎖後二ケ月以内ニ決算ヲ結了シ組合會ノ認定ヲ經テ組合員ニ公示スヘシ

第八十四條　本組合ノ財産ハ組合會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第十一章　違約者處分

第八十五條　組合員左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲アリタルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ組長之ヲ

一、第十七條及第十九條ニ違反シタルトキハ金拾圓以下ノ過怠金ヲ徴ス

二、第三十二條第二項ニ違反シタルトキ金五圓以下ノ過怠金ヲ徴ス

三、第三十六條第一號ヨリ七號ニ至ル各號ニ違反シタルトキハ各號ニ付金貳百圓以下ノ過怠金ヲ徴ス

四、第三十六條第八號ニ違反シ處分ヲ受ケタルトキ四年間評議員會ノ決議ヲ經テ其處分法ヲ定ム

第八十六條　違約處分ハ決定後直ニ違約ノ事實決定ノ主文及理由決定年月日ヲ記載シタル書面ニ組長記名捺印シタルモノヲ以テ之ヲ被處分組合員ニ通達スヘシ組合員前項ノ通達ヲ受ケタルトキハ七日以内ニ過怠金ヲ納付スヘシ若シ之ニ應セサルトキハ起訴シ之ヲ徴收ス

第八十七條　違約處分ノ決定ニ不服アルモノハ通知ヲ受ケタル日ヨリ三日以内ニ不服ノ申立ヲ爲スコトヲ得此場合過怠金ニ同シキ金額ヲ組長ニ供託スヘシ

組長ハ前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ十日以内ニ組合會ニ付議スヘシ組合會ノ決定ニ對シテハ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

第八十八條　組合會ニ於テ評議員會ニ於ケル違約處分ノ決定カ正當ナリト決定シタル場合若クハ更ニ別異ノ決定ヲ爲シタルトキハ供託金ヲ以テ直ニ過怠金ニ充當ス若シ其決定ノ結果供託金カ過怠金ニ達セサルトキハ追徴シ過剩ヲ生シタルトキ又ハ過怠金ヲ要セサルトキハ直ニ之ヲ返還ス

第十二章　附　則

第八十九條　組合解散ノ場合精算上組合財産カ組合ノ債務ヲ完濟シ能ハサル場合若クハ殘務財産ヲ生シタル場合解散當時ノ組合員ヨリ之ヲ追徴又ハ分配ス其追徴及分配方法ハ組合會ニ於テ之ヲ定ム

第九十條　現在組合役員及組合會議員ハ本定款ニ依リ當選シタルモノト看做シ其任期滿了迄本定款ニ依ル改選ヲ行ハサル者トス

糸物染織機械

特許六三七〇八號

完全無欠

大矢式脫水機

金七拾五圓機

（本機ノ明細書進呈）

遠心力脫水機
特許棚置シゴ機
特許撚房機
特許强力撚糸機
特許皮着機
組紐機械

大矢鐵工所

京都市油小路姉小路北

友仙染專用ひきこ

みじん粉　板ふり用

羽二重粉　しごき用

中粉　うらまき用

外に燃料用オガクズ

是非一度値段を問合せ下さい安價にて一叺以上配給す多少に不拘ず御一報願ひます

京都市外嵯峨町濱通り

發賣元　細川金次郎

京都染物同業組合月報

第二百三十六號

發行兼編輯人　新野貞慈
印刷人　森本文次郎
京都市堀川通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一七七六番

公示

◆公示第三號

組合評議員會及代議員會各部代議員選擧ノ結果左ノ通リ當選相成候條此旨公示ス

評議員會議長　小水藤三郎氏
同　副議長　巴川文次郎氏
組合代議員議長　清水文次郎氏
同　副議長　谷岡嘉太郎氏

昭和二年二月廿五日

組長　八木伊三郎

◆公示第四號

本組合代議員任期滿了ニ付文選ノ會開催ノ結果當選セシ各部選出代議員左ノ通確定致候此旨公示ス

昭和二年二月廿五日

組長　八木伊三郎

代議員名

友仙染部　八木伊三郎
同　巴川文次郎
同　長谷川政吉
同　長谷川於次郎
同　宇野伊太郎
茶染部　海田市太郎
同　原民三郎
引染部　八木喜作
模様染部　田畑房次郎
同　毛利倫染部　神崎藤吉
同　機械染部　尾崎幾藏
小紋染部　吉本平次郎
同　紅染部　大村傳次郎
同　諸色染部　湯口音七
同　糸絹色染部　田中常太郎
同　山本重之助
同　池田伊三郎
同　中形染部　中島勘助
同　印染部　大藪恒次郎
同　藍染部　野崎久作
同　正紺染部　伊藤富三郎
同　形彫部　北村勝次郎
同　市川仙吉
同　宇野米吉
綜櫛部　藤田庄吉
糠物部　金山藤兵衛
紋上書部　井深英之助
同　佐々木嘉助
御召再整部　浦谷傳吉
絵布再整部　信樂菊藏
浸染調整部　井上兵太郎
同　八木市次郎
糸糠部　小林重次郎
湯熨斗部　大森新太郎
同　三輪伊兵衛
同　牧野市三郎
糊置部　芝竹次郎
同　吉田徳次郎
同　辻村爲次郎
灰汁付部　古川茂吉
洗色拔部　田中富之助
張物部　横江善次郎
同　河崎爲之助
同　和田柔太郎
晒白部　安村長藏

◆公示第五號

本組合員ノ職工徒弟ノ雇傭年限ヲ修了セシモノ及其善行者ニ對シ左ノ通リ修業証及褒賞狀ヲ授與シタリ其姓名並ニ授証者氏名左ノ如シ

修業証

第六號　何染何謹徒弟　何某

一修業年限　自　年　月　日　至　年　月　日

右修了ノ旨授業師何某ノ薦告ヲ領シ茲ニ京都染物同業組合定款第二十二條ニ據リ修業證ヲ附與ス

昭和　年　月　日　組合長名㊞

褒賞狀

何染何謹職工徒弟　何某

右ハ修業契約以來品行方正ニシテ能ク工場規則ヲ遵守シ業務ニ精勵シ誠實ニ何ケ年ノ期間ヲ修了シタルハ洵ニ他ノ模範トナスニ足ル仍テ本組合ハ定款ノ規定ニ基キ茲ニ褒賞狀ヲ附與シ其善行ヲ表彰ス

昭和　年　月　日　組合長名㊞

授賞者氏名左ノ如シ

一、十ヶ年以上

○大川彌五郎　○名和　與市　長田　增三
松山源次郎　○芝原熊次郎　市川菊三郎
西澤常太郎　○山本　正雄　○水谷　四郎
○山岸　宇造　○奥村　源七　前原　孝之
○栗山　源治　○押田　楠夫　永尾管次郎
高雄次郎一　○坂　光治　○深田　道造
友永　正　○北尾秀次郎　○木山茂太郎
○神田彦太郎　○小島佐太郎　○白山　貞一
○室田　清一　○藤本　音三　中田　忠太
○川島龜太郎　○黒瀬　秀夫　○高谷善三郎
○鍾田熊次郎　○木戸　彌造　○岡島勝之助

一、五ヶ年以上

○市場　甚一　○中安　久治　森原　作次
○前原宇之助　○山口　信治　○弓削　義男
廣部　春一　○堀岡　正春　○品中新太郎
馬淵　義雄　○西村　富三　○熊谷多利治
○岡田柔次郎　平尾　春三　○高田　勝利
○島田　次雄　○矢野順太郎　○植西　秋義

授賞者氏名左ノ如シ

一、十ヶ年以上

○大川彌五郎　○名和　與市　長田　增三
松山源次郎　○芝原熊次郎　市川菊三郎
西澤常太郎　○山本　正雄　○水谷　四郎
○山岸　宇造　○奥村　源七　前原　孝之
○栗山　源治　○押田　楠夫　永尾管次郎
高雄次郎一　○坂　光治　○深田　道造
友永　正　○北尾秀次郎　○木山茂太郎
○神田彦太郎　○小島佐太郎　○白山　貞一
○室田　清一　○藤本　音三　中田　忠太
○川島龜太郎　○黒瀬　秀夫　○高谷善三郎
○鍾田熊次郎　○木戸　彌造　○岡島勝之助

一、五ヶ年以上

○市場　甚一　○中安　久治　森原　作次
○前原宇之助　○山口　信治　○弓削　義男
廣部　春一　○堀岡　正春　○品中新太郎
馬淵　義雄　○西村　富三　○熊谷多利治
○岡田柔次郎　平尾　春三　○高田　勝利
○島田　次雄　○矢野順太郎　○植西　秋義
末木　正義　中村佐太郎　三木定次郎　藤田　民治
○石田　政市　辻井　ヤス　○槙木　芳藏
○吉安　千代　○宮守善次郎　○竹内　杉吉
川浪　熊吉　新家市太郎　則武枝太郎
坂本　嘉平　平山雄次郎　村端菊太郎
中瀬常次郎　中川　卯一　水田　米吉
三浦　平一　○大塚春太郎　○圓戸孝太郎
○多田　長應　○金子正雄　○長谷川庄太郎
山崎　富一　木原　繁一　○中島　庄吉
○岡出金太郎　○山崎　泰次　○山下竹次郎
田中　春吉　○大節　元市　淺谷　茂一
○佐藤　仲一　○都築今次郎　○黒川　伊八
○川角栄太郎　○黒田　茂吉　栗栖　松雄
吉賀江寅雄　○飾原　寶治　○青木　石松
小山　利秋　○辻本　信敏　○向井　軍治
○前田　唯一　○吉安　貞夫　奥谷　宇一
桝形　繁次　古山　愛信　○山本　正一
村木　秀夫　芝　義一　小島　小松
備考　○印ハ褒賞狀受賞者

◆公示第七號

任期滿了ニ付キ改選擧就任シタル各部々長左ノ通リ此旨公示ス

昭和二年二月廿五日

組長　八木伊三郎

印染部長　土山藤吉
同　副部長　中川常次郎
紅染部長　湯口音七
同　副部長　鈴木治兵衛
御召再整部長　山内信良
同　副部長　山口久三郎
諸色染部長　田中常太郎
同　副部長　木村平次郎
絵布再整部長　北島定次郎
同　副部長　横井政秀
洗色拔部長　多田捨次郎
同　副部長　村田定七
糠物部長　安達初治
同　副部長　金山藤兵衛
紋上書部　佐々木嘉助
同　副部　笠浪猪之助
機械染部長　菅野松次郎

© Kyozomekai

綾棚染部長　松田直吉
浸落調整部長　井上兵太郎
同　編部長　八木市次郎
糸染部　土橋佐太郎
同　副部長　藤原定次郎

雑錄

◆鴨川敷地使用に就て　昨年より河川法の施行せられしより其筋に於ては厳重の取締施行せられ當業者の困難甚だしきより當組合は其際穏和方法を講ぜられたく冒陳情し置きたる處許義の上左の通り通達せられたり

二十第六三三號

昭和二年二月三日

京都府内務部長　印

京都染物同業組合長殿

鴨川河川敷ヲ染織物洗干場ノ爲
占用ニ關スル件

客月二十二日付發第一二四號ヲ以テ陳情相成候標記ノ件右ハ別記事項ニ依リ貴組合ヨリ出願相成ニ於テハ相當考慮可有之候條爲念右通屆候也

記

一、荒神橋ヨリ上流七十間ノ地點ヨリ松原橋間ハ全部占用ヲ許可セサルコト
二、荒神橋ヨリ上流七十間ノ地點ヨリ出町橋間及松原橋七條大橋間ハ西側ノ洪水敷地ニ限リ許可セサルコト但支障ナキ場所ハ之ヲ許可スルコトアルヘシ
三、占用ノ許可ヲ與ヘタルトキハ左ノ條件ヲ確守スルコト
一、護岸ノ爲メ施設シタル蛇籠其他ノ工作物并ニ芝生ヲ破損シタルトキハ府ノ認定ニ依リ願人ノ費用ヲ以テ復舊スルコト
二、許可ヲ與ヘタル土地及水部上ノ塵芥及雑草等ハ之ヲ掃除シ流水ヲ停滞セシメサルコト
三、流水ヲ案配スル爲メ水中ヲ堀鑿シ又ハ盛土砂ヲ爲シタルトキハ當日終業ノ際必ス復舊スルコト
四、洪水ノ際ハ濃厚ナル染料ヲ放散スル染物

五、占用人ハ規定ニ依リ標杭ヲ建設スルコト
六、占用地ニ出入ノ爲メ許可ヲ得テ通路又ハ橋梁ヲ設ケ猥リニ堤坊護岸ヲ損壊セサルコト
七、洗濯及乾燥用ニ使用スル器具ハ終業後一定ノ場所ニ蒐集シ所有者又ハ使用者ノ氏名ヲ表示スルコト
八、許可ヲ與ヘタル場所ハ水洗專業者ニ使用セシメサルコト
九、前各號ノ外河川取締規則ヲ遵守スルコト

右に依り使用希望は組合へ申出でらるべし但し荒神橋七十間以北の地は最害毛斯論業者共同の使用地となる筈に付き希望あるも餘地なきものとす

◆褒賞狀授與式　別項公示欄の通り授証者百○七名に對し昨廿四日午前十時より京都商業會議所に於て授與式を擧行したり來賓には知事代理千葉市助役商業會議所會頭各重要物産聯合組合長各警察署長上下殺務署長區長其他組合各部長代議員等百餘名の着席定刻に至り福井副組長開會の挨拶を述べ八木組長修業証及善行褒賞狀を授與し終て知事代理の告辭千葉市助役の祝詞商業會議所會頭の祝詞受証者總代木山茂太郎氏の答辭組長の謝辭を以て式を了へ來賓一統を京都ホテルに招待し晝餐を供し席上田中利七氏の米國視察談ありて一入賑ひたり當日の授賞者中印し染士山藤吉氏の技術員木戸彌造耕染部西脇竹三郎氏徒弟岡村勝之助の兩氏は他の徒弟よりは抜群の善行ありしものと認め特別褒狀を下附し又引染部三浦秀造氏は徒弟木山茂太郎の功績に對し特に金五百圓を贈與せられたり知事告辭會頭祝詞は左の通りなりし

告　辭

京都染物同業組合は本日を以て善行褒賞狀並修業證書授與式を擧げらるゝことは寔に慶賀に堪へない次第であります本日此の業譽を擅はれた諸子は世態動もすれば輕薄に流れ業務に勵精を厭ふの風に與せず多年其の本分に精進せられた結果でありまして決して偶然ではないのであります今や益々多事なる染物界は多數諸子を得て實に意を强くするのであります

由來我が京染は其の起源古く名聲は夙に世に聞えたのでありまして京都の地の自然水質

に富むで居ることゝ並んで大なる誇りとする所であります

然るに近來我が産業界不振の影響は本業にも之を免れることの出來ないことは寔に道慨でありますが當業者は一層自重を加へ以て他日雄飛の計を爲すべき緊要なる時期であらうと存じます

此の秋に於て本組合が恒例に依る本日の擧式を金でられたことは寔に意義ある施設でありまして深く敬意を表する次第であります希くは將來益々其の研鑽を積み今日の誇りを永遠に且一層の進展を期し延て邦家の繁榮に寄與せられむことを希望して止まない次第であります

一言以て告辭と致します

昭和二年二月二十四日

京都府知事正四位勲二等　濱田恒之助

市長代理告辭演說

染物同業組合は年々徒弟の雇傭年限修了者に對して修業証と其中の善行者に褒賞狀を授與せらることは誠に意義あることゝ信す即ち之れらの人々は獨立自營して斯業のために盡さるゝ其結果は大なるべく殖産興業の主趣に副ひ延ひては國家の經濟に少なからざる裨益を與るものであるが茲に至る所以のもの各自が努力の賜ものであるも偏に授業師の教養を忘却してはならない宜しく今日の喜びをして更に將來の大成を期する上に於ての誡めとせねばならぬ云々

祝　辭

京都染物同業組合ハ本日ヲトシ徒弟修業證書並ニ善行褒賞狀授與式ヲ擧行セラル恰モ春意漸ク柳條ニ動カントスルノ時欣快自ラ禁スル能ハサルヲ覺ユ

惟フニ京染ハ傳統的練熟セル京都特有ノ技ニ屬シ古來其ノ盛名宇内ニ喧傳セラル、ト雖モ此ノ聲價ヲシテ永久ニ失墜セシメス克ク進歩急激ナル科學ト變轉極リナキ社會ノ趣味嗜好トニ適應セシメント欲セハ一日モ苟且偸安ヲ容スヘカラサルナリ

本組合當事者夙ニコヽニ留意シ毎ニ職工徒弟ノ養成ヲ怠セス年々優秀ナル卒業者ヲ出サレ而シテ本日茲ニ修業證書ヲ授與スルト共ニ本併

ノ慶事ニシテ頗ル人意ヲ强フスルニ足ルモノト言フヘシ

希クハ諸君今後一層奮勵努力内護航身ヲ持シ外技能ノ研磨ヲ怠ラス益々我カ京染界ノ盛名ヲ發揚セラレンコトヲ聊カ所感ヲ陳シテ祝辭トス

昭和二年二月二十四日

京都商業會議所會頭　濱岡光哲

答　辭

京都染物同業組合ハ本日職工徒弟ノタメニ修業証及褒賞狀授與ノ式ヲ擧ケラル不肖亦席末ニ列スルヲ得タルハ光榮ニシテ組合當局及ビ授業師ニ對シ深ク感謝ス

特ニ貴賓各閣下ノ臨場ヲ辱フシ加フルニ告辭祝辭ヲ賜ハル光榮ニ大ナルト共ニ各自ノ責任亦大ナルモノアルヲ覺ユ今後ハ一層奮勵シテ斯業ノタメニ貢献シ以テ今日ノ榮ニ酬ユルアラントヲ誓テ答辭トス

昭和二年二月二十四日

受賞者總代

木山茂太郎

◆日本輸出繊維同業組合聯合會役員　當組合は聯合會第二支部として輸出染を營む同業者を以て組織せられ代表者として吉本平次郎氏之に當りたるが同氏は本部總會に於て評議員に推選せられたるを以て代表者の補缺選擧を去る十八日開催せるに清水藤三郎氏當選せられたるを以て本部へ申請し任認可の手續をなしたり尚ほ當業者數百名を加ふるを以て之を統一する機關を設くるの必要ありとて之を協議をなしたるも組合定款中には輸出染に關する項目なきを以て當分會組織と之に基き行動を共にするの決議を爲し臨時總會の必要より河合忠次郎濱口富三郎清水藤三郎の四氏を起草委員に選定せり尚ほ元税務署直税課長たりし田中郁之助氏を聘し第二支部の事務取扱ひ一切を擔任せしむることゝせり

◆收益税の計算法　本年より改正税法に據る税務署へ申告すべき純益金額は左の計算法によれば宜し即ち

◇總收入の計算

繰越して申しました如く個人營業の損益は

除した残額であります、それで如何なる商賣でも何も收益稅のかゝる營業ならば一と先づその總收入金額を調べ上げねばなりません

然らば「總收入金額」は如何にして計算するか又いかなるものを總收入金額として計算すべきかと云ひますと頗る簡單であります即ち營業上の一切の收入――收入したものは勿論、現實收入しなくてもやがて入るべきものをも含む――を指すのであります、いま仮に染物業について申しますと昨年一月から十二月迄の染代收入とそれに係かるものではありますが其取生地の賣却代とか古箱を買つたとかいふ商賣に附帶した收入――雜收入――を加算したものが茲に云ふ總收入であります

× × × ×

ところでこの染代收入とは素水揚高のことではなく、そこから一定の歩引若し又は雜引値引などを差引いたところの收入であります例を擧げて申しますと

去年中の水揚高　一七、五〇〇圓
右　歩　引　一、六〇〇圓
雜　引　一〇〇圓
差　引　一四、七八〇圓
雜　收　入　二二〇圓
合　計　一五、〇〇〇圓

言ふ迄もなく合計一五〇、〇〇〇圓が總收入金額であります

◇必　要　經　費

一がいに經費と申しておきましてこれを之を厳密に區分しますと

一、經　費
二、損　失

と大別することが出來、更に之を區分しますと

一、營業上の經費
二、家事上の經費

の三つに分たれます、そこで之を法は如何なるものを經費としておるかと申しますと「收入を得るに必要なものに限る」と申しまして收入を得るに必要な經費でも「家事上の費用及之に關聯するものは控除せず」と規定しておるのであります

それで先づ必要經費として控除出來るものは原則として純粋なる營業經費だけであると云ふ事を念頭において貰いたいのであります、それ

ならば少しでも家事費と關聯しておったならば片つ端から必要經費に非ずとして控除しないかと云ひますと、税法の解釋としては左樣になりますが、それではあんまり非常識であり實情にも副いません、然らば何の程度のものならば必要經費として認めるかと云ふことになりますがこれが又隨分と面倒な問題で最も疑問の生じ易い所でありますから以下それ等大体めやすを申して見ます

× × × ×

一、使用材料　これは疑もなく收入を得るに絶對必要な經費で昨年中に使用した染料とか藥品とかの値段のことであります、そこでこの使用材料なり原料なりの少い所では從つて在庫品も少なく大体昨年中の買入總額でよろしいのでありますが、相當規模が大きく在庫品の變動のはげしいやうな所では少々面倒ながら次のやうな計算によつて精確なものを出さなければなりません

昨年中買入高　七一、〇〇〇
一昨年からの持越品高　八、六〇〇
合　計　七九、六〇〇
昨年末現在高　七、三〇〇
差　引　七二、三〇〇

一昨年からの持越品にしろ昨年末の現在高にしろ、すべて仕入値段によつて計算するので仕入後棚卸のときに相場が上つてをつても評價益を出すのではなく又反對下がつておつても評價損をしてはならないのです、ひつきよかゝる損失は必要經費とは看做さない結果であります

尤も斯樣な計算は材料なり原料なりの在高帳でもこしらへて仕入、使用の都度一々記帳して時々實際在高と突合しておくとか、せめては毎年末棚卸をやらないと出來ませんから若し現在行うておられないならば今後必ず行はれるやうお勸めしておきます

× × × ×

二、勤力費　電力代とか燃料費、これは說明の要はありますまい

三、給料手當　雇人の給料とか或は手當、賞與として支給したもので營業者本人なり家族へ支拂つたものは必要經費とはならないので、これ

はよく注意して貰はなければなりません、又工場主が負擔する健康保險料は別にその科目をこしらへて整理する方がよろしい

四、賄費　雇人の分が精確に計算出來る所ではそれに越した事はありませんが、少ない所では食費は多く奥向と一緒になつてをりますから人員に按分して計算するとか其他適宜の方法で雇人の分を算出すればよろしい

五、賃借料　工場と住宅とが別になつておる所では家賃なり地代なりは別段文句もなしに經費として控除出來ますが、そうでない場合、一軒の家で工場と住宅とを兼ねておる場合には少々面倒ですが、家の半分以上も工場に使用しておられる所に限つて家賃なり地代なりの幾分は控除して貰へる筈であります

六、修繕費　器具機械等の修繕、調帶の取換などは經費として控除出來ますが、それが新調改良費と見られるものならば駄目です

× × × ×

七、工場消耗品　油代ウエス代水道料瓦斯代等は勿論經費として控除出來ます

八、運賃諸掛　生地の引取運賃、出來上り品の發送運賃、それに包裝費等でこれらも問題ではありません

九、諸税及公課　これも營業に關するものだけで營業税同附加税（來年からは營業收益税同附加税）商業會議所費、同業組合費、自轉車税及營業專用の家屋に係る家屋税等で所得税同附加税は含みません、又地税は營業專用の部分に對するものを收益額から控除するので經費には入れないのであります

十、通信費　營業用の電信料電話使用料郵便切手類

十一、保險料　商品火災保險料及營業專用の家屋に對する保險料

十二、利子割引料　營業の爲にした借金の利子及割引料のみを經費とします

十三、交際費　得意先接待費に營業上の贈答費などですが、前者の接待費は大体に於て經費と認めないものと御承知願いたいので、例へ得意先の人の招待でもお客さんをダシに使つたやうなものは勿論駄目であつて、ホントウに止むを得ないと認められるものの次が經費と認められるのであります

× × × ×

十四、貸倒金　これは損失に屬するもので必要經費とは申されません、そこで税法の規定通り行きますならば或は控除出來ないものでせう、併し今日商賣をしておつて貸倒しのないものは殆どなく、必然に生ずるものと謂ひ得るのであつてこの一般的な損失を經費と認めないと云ふことは著しく實情に適合しないことであります、又見樣によつてはこれは收入することの出來なくなつた金為でありますから、總收入金額から引去つておくべきものだとの理論も成立つのです

そこで取扱としては前年中に仕上げて前年中に掛倒となつたもので證がみても確實と認められるものならば經費と看做して控除することになりました

以上一から十四迄の合計がいはゆる收入を得るに必要な經費となるので、この金額を總收入金額から控除したものが、課税の本となる所の「純益金額」であります

◇申告申請の仕方

以上で大体純益の計算を終りましたから、申告用紙に夫々記入するのでありますが先づどんなことを屆けるのか申しますと第一が「營業場所」であります、營業の場所と云ひますと取りも直さず商賣をして居る所で幾つもその場所がありましたら一々其所を書くのです

記載例　下京區壬生壮町一

次が「營業名」これは從前とも同じことで染物

©Kyozomekai

業ならば製造業張物浸漬洗濯業などは請負業となるのです

それが終りましたら今度は「營業種目」これは普通云つておる其儘で法律上の用語……前の製造業とか請負業とか云ふ類……でなく友仙染とか模様染とか云ふ風に記入するのです

記載例　友仙染

その次が區分これはもう一つ下の總收入金額の區別で染代收入とか雜收入とか云ふことを記入します

記載例　染　代

雜收入

この次が今さき云つた許りの「總收入金額」で計算例を持つて來ます

記載例　一四、七八〇圓

二二〇圓

それからが例の「必要經費」これは左の通りとしてみます

記載例　一二、五〇〇圓

總收入金額から右必要經費を引去つたものが「純益金額」でその欄は左記の如くなります

記載例　二、五〇〇圓

そして若し營業專用の土地がありましたら申告と同時に申請をしますればその地租額を收益稅額から控除して呉れること先刻御承知の通りであります、工場と住宅と一緒の場合には五貨借料に逃さた割合によつて控除するのでありますが茲には參用になつてゐないものとして示してみます

記載例　下京區壬生矢ヶ池町一

宅地地價五八四圓地租一四圓六〇錢

それが出來たら稅務署の宛名を書くのでこれは第三種所得稅を納めてをる人ならば、その納めてをる場所の管轄稅務署で、若し納めてをらない人ならば現住所管轄の稅務署です

記載例　上京稅務署長殿

稅金の合計で若しそのうちに缺損のものがあれば差引があがる譯です

記載例　貳萬五千圓

それからが「營業者氏名」で自分の氏名を書いて印を捺しておくこと

記載例　花野吹太郎

「現住所」は云はずもがな、下京は營業場所だけで上京に宅のある人などは上京の所を書くのです

記載例　上京區釜座通竹屋町下ル

鳥屋町三二八

「第三種所得稅を納める場所」住所地と居所地とあつて居所地で第三種所得稅を納めて居る人は其所を書くこと、現住所で納めて居る人は

記載例　現住所に同じ

× × × ×

サアサやれ〳〵これで申告書の書き方も判りました、今の記載を纏めて一つ雛形を示してみませう

◇稅金の計算例

これから、一つ稅金を彈き出してみませう、純益二、五〇〇圓に對して百分の二、八の稅率——個人——を乘じると七〇圓が稅額、右から地租額一四圓六〇錢差引いて六五五圓四〇錢が一年の稅額でこれを二分して納めますから

第一期　二七、七〇

第二期　二七、七〇

となります、これにまだ附加稅がかゝります、附加稅の制限率が本稅一圓に對して一圓一錢ですから一ばいかゝるものとして——但し附加稅の計算は地租額を控除せないものを本としてやる——七〇四圓の百分の百一で七圓七〇錢となりこの外に都市計畫特別稅がつきます、尙は附錄に詳しく出しておきましたから參照せられたいです

糸物染織機械

特許六三七〇八號
完全無欽
大矢式脫水機
金七拾五圓機
（本機ノ明細書進呈）

遠心力脫水機
特許綿糸シゴ機
特許撚房機
特許強力撚糸機
特許皮着機
組紐機械

大矢鐵工所
京都市油小路姉小路北

友仙染專用ひきこ
みじん粉　板ふり用
羽二重粉　しごき用
中粉　うらまき用
外に燃料用オガクズ
是非一度値段を問合せ下さい安價にて一叺以上配給す多少に不拘ず御一報願ひます
京都市外嵯峨町濱通り
發賣元　細川金次郎

◆京都染物組合月報
第二百三十七號附錄

人絹染色法

森　弘

◆直接染料染色法

人造絹糸の染色には最も廣く使用せられ、その染法の簡易にして、比較的多數の色彩を任意に染色せらるゝを特徴とす。直接染料にて人造絹糸を染色するに木綿と同様にもふることは不合理にして人造絹糸の性質を考慮の中に入れざるべからず。

直接染料の各種人造絹糸に對する染着性は次の如し

シャールドンネ人造絹糸
キューブラアンモニウム人造絹糸
ヴイスコース人造絹糸

是等の人造絹糸は總て直接に染着するものなるがキューブラアンモニウム人造絹糸は最も良好にして冷浴に於ても能く染着せられ、高温度に於ては以上三種人造絹糸中一般に略同色に染色せらる

醋酸纖維素人造絹糸

一部の染料を除き染着力なし。

ヴイスコース人造絹糸染色法

前述せる如く人造絹糸と木綿とは纖維狀態にし、ためにその成分はセルローズなれども、これを同一に考へて染色することは誤れり。就中斑染の原因に關しては特に注意を要すべきものなり

斑染の原因に關して斯界の權威者の一致せる意見は次の如し

一、製造工程中にて化學作用に依る纖維の染料に對する性質を異にする部分を生ずる事

二、物理的に纖維の切斷面積を異にし、ために物理的に斑染を來すこと

是等の斑染を來す纖維の化學的及物理的の不同は勿論人造絹糸以外の各種纖維卽ち木綿、羊毛等にもありて寧ろ人造絹糸より以上に其單獨纖維の性狀を異にする斑染を生ずるものなれども糸條となりたるものは多數の細少纖維の集合より成るため單獨纖維の斑は糸全体としては肉眼には認め難き結果となるなり。これに反し人造絹糸は數十本の長く連續せるフイラメントの集りなれば斑は外觀に表はれ從つて人造絹糸は染斑を生じ易きものなりと考へらるゝものにしてこの染斑を完全に防ぐことは人造絹糸製造方法の改良に依り變質部分を除去せしむるに到らざれば不可能なれども染色に際して注意を拂ふときには斑染を僅少ならしめてレベルダイングを得るものなり

變質部分に對する染料の吸收の差異が染の斑原因となるものなるが染料により吸收の差異に相違あり、これに就いて研究せるに青、紫、鼠茶系統の諸色は赤、橙、黃系統の諸色に比し濃淡の差著しく尙染斑に就きても前者に多きことは染色當業者の已に認むるところなり

該事實に關して學者は種々研究をなしつゝあれども斯界の大家エル・ピー・ウイルソン氏は染料の分子量と染斑との關係に就きて研究し分子量大なる染料は小なるものに比し斑染を生ずること多きことを唱導せり

一般に青、紫系統の染料は黃、赤系統の染料に比し大なる分子量を有するものにして前述の如く青、紫系統のものが黃、赤系統のものよりも染斑を生じ易き理も亦明かなり、

該事實を證明するために帝人及旭絹織の製品に就きて試驗せり、尙以上の記載は一定温度に於ける試驗の結果なれども温度の變化によりて又其結果に大なる影響を有するものなれば、染浴の温度を次表に示す如く攝氏二十五度より百度に到る各温度となし二社製品が同一狀態にて染色試驗し、纖維に對する染料の吸收率をヂ

トノーターにて測定したる結果を示す

表に示す如く一般に低温度（五十度）に於ける塩合よりも高温度（九十度）に於ける方濃淡の差少きを見たり

| | | |

理事　若干名
委員　若干名
事務員　若干名

前項ノ外臨時評議員ヲ置キ會長之ヲ依囑ス

第八條　會長ハ京都國產振興會長トス
副會長以下ノ職員ハ會長之ヲ囑託又ハ任命ス

第九條　會長ハ會務ヲ統理シ本會ヲ代表ス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ之ヲ代理ス
臨時評議員ハ會長ノ諮問ニ應シ重要ナル會務ヲ評議ス
理事長ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ掌理ス
理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ管掌ス
委員ハ會長ノ諮問ニ應シ會務ヲ評定シ且ヲ會務ヲ分掌ス
事務員ハ上司ノ命ヲ承ケ會務ニ從事ス

第十條　本會ニ左ノ審査職員ヲ置ク
審査總長　一名
審査部長　若干名
審査官　若干名
審査委員　若干名
審査幹事　若干名
審査事務員　二名
審査事務員　若干名
前項ノ外必要ニ應シ審査囑託ヲ置クコトヲ得

第十一條　審査總長ハ審査事務ヲ總理ス

第十二條　審査部長ハ審査總長ノ命ヲ承ケ其ノ部ノ審査事務ヲ掌理ス

第十三條　審査官審査委員ハ審査總長及審査部長ノ命ヲ承ケ審査ニ從事ス

第十四條　審査幹事ハ審査總長ノ命ヲ承ケ審査事務ヲ處理ス

第十五條　審査事務員ハ上司ノ命ヲ承ケ審査事務ニ從事ス

第二章　出品

第十六條　出品ハ國產優良品ヲ主トシ左ノ一ニ該當スルモノナル事ヲ要ス
一、輸入品ト同種類ノ優良品
二、輸入品ニ代用シ得ヘキ優良品
三、輸出ヲ奬勵スヘキ優良品
四、前記各項ニ關スル參考品
前項第一號乃至第三號ニ關スル出品並ニ實物鑑査ハ專門的學識經驗ヲ有スル者ニ依囑シ鑑査ヲ行フ

第一項第五號ニ關スル出品並ニ其參考品ハ第十七條ニ揭クル部類ニ拘ハラス一括シテ別館ニ陳列スルモノトス

第十七條　出品ハ左ノ四部ニ大別ス
第一部　染織工業品
第二部　製作工業及化學工業品
第三部　電氣工業及機械工業品
第四部　食料品
出品分類ノ細目ハ別ニ之ヲ定ム

第十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ出品スルコトヲ得ス
一、本會ノ總旨ニ適セスト認ムルモノ
二、風俗又ハ秩序ヲ紊シ若クハ衛生上有害ト認ムルモノ
三、他ニ損害ヲ及ホシ若クハ公衆ニ嫌忌ノ感ヲ與ヘ又ハ危險ノ虞アリト認ムルモノ

第十九條　出品人ハ陳列場所使用料トシテ左ノ金額ヲ支拂フモノトス
一、館內土間使用料
一等　一坪ニ付　金拾參圓
二等　同　金拾壹圓
二、館外土地使用料
一坪ニ付　金參圓以上
三、陳列戶棚使用料
一等　一小間（間口六尺奥行三尺以內）金拾參圓
二等　同　金拾壹圓
前項第一號第三號ノ使用料ハ半坪又ハ半小間ノ場合ハ半額トシ第二號ノ使用料ハ一坪以內ト雖モ一坪トシテ計算ス

第二十條　前條ノ料金ハ出品人其ノ出品ヲ廢止シ又ハ減少シタル場合ト雖モ既納ノ料金ハ之ヲ返還セス

第二十一條　出品人ノ申込ミタル陳列場所面積ノ割當及陳列ノ位置等ノ決定ニ對シテハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第二十二條　出品人ハ陳列場所ヲ他人ニ讓渡シ又ハ貸與スルコトヲ得ス

第二十三條　出品物ノ荷造運送搬出入陳列裝飾動力及特別ノ裝置等ニ要スル費用ハ總テ出品人ノ負擔トス

ハ出品物ヲ撤去スルコトヲ得ス
但シ陳列換等ノ爲メ本會ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限リニアラス

第二十五條　本會ハ出品物ヲ模寫撮影又ハ印行スルコトアルヘシ

第二十六條　本會ニ出品セムトスルモノハ昭和二年三月二十五日迄ニ第一號書式ノ出品申込書ニ第三號書式ノ解說書一通ヲ添ヘ本會ニ差出スヘシ
但シ申込豫定以上ニ達シタルトキハ期限內ト雖モ出品ヲ拒絕スルコトアルヘシ

第二十七條　左ニ揭クル出品ヲ爲サムトスルモノハ出品申込書ニ設計圖ヲ添ヘ之ヲ差出スヘシ
一、基礎工事ヲ要スルモノ
二、運轉ノ爲メ動力ヲ要スル機械類

第二十八條　機械ノ運轉ニ要スル動力其ノ他水又ハ瓦斯ノ使用ヲ希望スルモノハ出品申込書ニ其ノ所要量ヲ記載スヘシ

第二十九條　規則第十六條第一號乃至第四號ノ出品申込書ニ對シテハ昭和二年三月三十一日迄ニ其諾否ヲ申込人ニ通知ス

第三十條　前條出品承諾ノ通知ヲ受ケタルモノハ指定ノ期日迄ニ第二號書式ノ出品目錄及第三號書式ノ解說書各一通ニ指定ノ料金ヲ添ヘ本會ニ差出スヘシ

第三十一條　出品物ニハ第四號書式ノ付札ヲ添付スヘシ

第三十二條　出品物ノ搬入陳列ハ昭和二年四月六日ヨリ同年四月十三日迄ニ之ヲ爲スヘシ

第三十三條　出品物ニシテ所定ノ期間內ニ搬入陳列ヲ終ラサルトキハ出品ヲ廢止シタルモノト見做スコトアルヘシ

第三十四條　本會ハ出品物ニ對シテハ相當ノ保護ヲ爲スト雖モ天災人災壹切其ノ他ノ事故ニ依リテ生スル物品ノ損傷又ハ紛失等一切ノ損害ハ其ノ責ニ任セス

第三十五條　出品人ハ開期中自己ノ負擔ヲ以テ出品物ノ賣約即賣保管取締ノ爲メ看守人ヲ置キ其氏名年齡ヲ本會ニ屆出ツヘシ
出品人ハ其使用人ノ行爲ニ付テハ其ノ責ニ任ス

間ニ付金五圓以上ヲ納付スヘシ

第三十六條　本會閉會後出品人ハ直ニ其ノ出品物ヲ取除クヘシ

第三十七條　出品物ハ之ヲ賣約又ハ即賣スルコトヲ得
但シ審査ノ結果賣約ニ適スルモノハ即賣セス

第三十八條　出品物ノ賣約ヲナストキハ代價ノ半額以上ノ手付金ヲ賣約者ヨリ徵シ第六號樣式ノ賣約濟證ヲ貼付スルモノトス前項ノ賣約者ニ對シテハ賣約濟證ヲ交付シ閉會後三日以內ニ代價ノ殘額ヲ引換ニ物品ヲ交付スルモノトス
但シ賣約者ノ指圖ニ依リ代價ノ支拂ヲ爲サントキハ賣約ヲ取消シタルモノト看做シ手附金ハ之ヲ返還セス

第三十九條　出品物ノ賣約ヲ本會ニ委託セムトスルモノハ第五號書式ノ委託證ヲ本會ニ差出スヘシ

第四十條　委託賣上金ハ閉會後一ヶ月以內ニ之ヲ清算拂渡スヘシ
前項ノ拂渡ニ要スル費用ハ出品人ノ負擔トス

第三章　賣上及褒賞

第四十一條　出品物ハ總テ之ヲ審査ス
但シ左ニ揭クル人ハ此ノ限リニアラス
一、官公署學校出品
二、實業
三、參考品外國製品並ニ審査辭退品

第四十二條　審査ノ爲必要アルトキハ出品物ヲ消耗シ又ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第四十三條　審査員ハ自己ノ出品物又ハ自己カ採取加工者ニ關係シタル出品物ノ審査ニ與カルコトヲ得

第四十四條　審査ノ上優良ト認メタルモノニ對シテハ褒賞ヲ授與ス
但シ同一出品人ニシテ數個ノ褒賞ヲ受クヘキトキハ褒賞ハ最高ノモノ一個ニ對シ之ヲ授與ス

第四十五條　褒賞ハ左ノ四種トス
一等　金牌
二等　銀牌
三等　銅牌

第四十六條　參考品ノ出品者ニ對シテハ適當ノ賞ヲ贈呈スルコトアルヘシ

第四十七條　審査ノ結果ニ付テハ異議ヲ申立フルコトヲ得ス

◆諸色染部役員交迭

一月廿六日部長選擧會の結果部長に田中常太郎氏副部長に木村平次郎氏就任豫め部の整理をなし三月七日代議員選擧を行ひ野口初太郎富田勘三郎永井忠次郎江上仁兵衛前田筆吉今井秀吉水野藤三郎加川喜次郎の諸氏當選中出納役一名を五月二日初太郎氏の愛任となれり同日總會を開き前年度の部經費收支決算を報告し昭和二年度豫算承認を求め散會し更に三月十四日役員會を開き部の統一を圖るため役員の受持區域を設け相互の聯絡を通し事務の進行を圖ること未加入者の整理をなし取引狀態を正確ならしむるの外部の事業として染色標本を發行し流行色の宣傳を爲し染色界の舊態を一洗するの方針を採ることの協議をなし不日總會を招集し各自の意見を徵し具体案を作成することゝし散會す三月廿五日午後二時京都商業會議所に於て總會を開催す來會者七十六名定時に至り江上代議員開會のことを述べ總會開催の趣旨を述べ以て田中部長長挨拶に若き先づ改選擧以來の經過を述べ當選者氏名を報告し尙ほ部に役員及顧問を置くことゝ役員會の意響を述べ豫め賛同を求め以て本誌に移る

一同業者の團結力を堅固にし利益增進の方法を設くること

二業務の發展を期し能力の昂上を圖る方法

三取引上に關する種種の弊害を矯正する方法

四染法の基準を定むること　模範標本を作成し部員に頒布すること

右問題に對し部長は其說明をなし各項に就き意見を求めたるに種々の議論百出したるも要するに部員として不利益の事にはなりたくなかりしも其實行上に於ては隨分困難なりとの議論多く決定するに大なる問題は一朝一夕にして決し得べからざるにあらざれば更に總會を開き夫れ迄保留し各自は夫れ迄に意見を纏め置くべしとの說多きを以て之に決し第四議案は異議なく實行することゝし其方法は役員に一任することゝし一先づ休憩し午後四時最き に歐洲各地に於ける染色業視察歸朝せられたる京都市染織試驗場技師浅井傳吉氏の視察談を請ひ同氏の見聞せられたる染業上有益なる講話を聞き次に組合西田理事の組合組織の必要なる所以重要物產組合決定の關係組合と組合員との聯繫其行ふべき業務と自治制の性質等を說明せらる終つて會議に移り前議實行の方法は來る總會に意見を持寄ること標本作成は役員一任の意見に依り取斗ふことの不可なきを確かめ閉會し後ち食堂に移り晩餐を共にし盛會裡に散會したるは午後七時三十分近來珍らしき會合なりし

◆部長選擧

本月に入り部長任期の滿了せし小紋染、張物、藍染、灰汁附、中形の各部選擧の結果は

小紋染部　部長　德田德三郎
副部長　其鍋　政正
張物部　部長　橫江善次郎
副部長　和田榮太郎
藍染部　部長　下村市太郎
灰汁附部　部長　永田源次郎
中形染部　部長　中島　勘助
以上當選就任せらる

◆糸絹色染部決算豫算

昭和元年度糸絹色染部經費收支決算及昭和二年度部經費收支豫算は左の通り決定せり

大正十五年度部經常費收支決算書

收入之部

一金四百五拾圓參拾錢	部經費徵收額

支出之部

一金四百五拾圓參拾錢	總額	
內譯		
金六拾圓四拾五錢	印刷費	
金貳拾七圓五拾錢	事務費	
金拾九圓九拾六錢	通信費	
金六拾圓	書記費	
金參拾圓	雜費	
金百七拾五圓貳拾錢	會議費	
金貳拾五圓	給費	
金五拾貳圓拾九錢	雜費	

昭和二年度本部經常費收支豫算

收入之部

等級割	五五三・〇〇〇
戶數割	二八・六〇〇
前年度剩餘金	五二・一九〇
計	六三三・七九〇

支出之部

書記給	六〇・〇〇〇
印刷費	五〇・〇〇〇
通信費	四〇・〇〇〇
事務費	三五・〇〇〇
會議費	一二〇・〇〇〇
勸業費	二五〇・〇〇〇
豫備費	七八・七九〇
計	六三三・七九〇

經費賦課徵收法

一等	一ヶ年一戶負擔額	金七圓八拾錢
二等	同	金五圓貳拾錢
三等	同	金四圓六拾錢
四等	同	金四圓
五等	同	金參圓四拾錢
六等	同	金貳圓貳拾錢
七等	同	金壹圓

一、經費等級割戶數割ノ二法ニ據リ徵收ス
一、等級割ハ部役員會審議ニ依リ之ヲ定ム
一、戶數割ハ平等トシ一戶一ヶ年金貳拾錢トス
一、徵收ハ一ヶ年ヲ二期ニ別チ上半期下半期ノ二回ニ徵收ス
一、經費怠納不納者處分ハ京都染物同業組合ノ定款ニ準據ス

◆印紙稅法が改正になりました　長い間問題であつた印紙稅法は、政府の第二次稅制整理によつて改正法律案が提案せられ、帝國議會を通過しましたので、近く公布せられ、愈々四月一日から實施せられる事になりました。營業者としては今度の改正は非常な好影響があるのであつて、殊に從來、稅務當局と見解の相違によつて屢々問題を惹き起して居つた、賣買仕切書、物品賣買契約書、證狀に全然印紙稅のいらぬ事となつたのは、政府の大英斷であつて、此機會に印紙稅のいる、通帳、判取帳、金高拾圓以上の受取書等に一人の違反者も、一通の違反も無くに印紙を貼る事を勵行せらるゝ樣、お勸め致します

◎減稅になつたもの

消費稅法に關する証書（證明証書）不動產等の所有權移轉に關する証書（土地建物賣渡証）等の印紙稅は、これ迄記載金高一万分の五であつたのが、改正法では左の如く金高の階級によつて稅額を定められ、且つ其割合が余程減稅になりました

記載金高五拾圓以下のもの　貳錢
同　百圓以下のもの　參錢
同　五百圓以下のもの　拾錢
同　千圓以下のもの　貳拾錢
同　壹萬圓以下のもの　五拾錢
同　壹萬圓を超ゆるもの　壹圓
記載金高なきもの　參錢

つまり從來壹萬圓の借用証書には五圓の印紙を貼らねばならなかつたのが五拾錢で濟む事になり、壹萬圓を超ゆるものは假令壹萬壹圓でも、壹圓、拾萬圓でも、壹圓でよろしい事になるのであります。記載金高拾圓未滿の証書に印紙稅のいらぬのは從來通りであります

◎廢稅になつたもの

從來批難の中心となつて居つたもので、改正法により廢稅、即、印紙を貼らぬ事になつたものゝ主なるものは左の通りであります

賣買仕切書
物品又は有價証券の賣買契約書
送狀
質札又は質物通帳
勤務通帳

但し受取書は改正されて居りませぬから、記載金高拾圓以上の受取書には、從前通參錢の印紙を貼らねばなりません、茲に注意すべきは、最初、仕切書又は送狀として出した書類でも、後で此書類に「代金相濟」とか「領收」とかの印を押し、又は代金を受取つた旨を記載すれば、其時から其書類は受取書になるのであります故、受取書としての印紙參錢を貼らねばなりません

◎增稅になつたもの

通帳　從前一冊一年以內の附込に對し參錢であつたのが、五錢に

判取帳　從前一冊一年以內の附込に對し貳拾五錢であつたのが五拾錢に增稅されました

©Kyozomekai

五〇—六〇度にて一〇—一五分間所理し水洗す

この所理は一般には行はずとも可なるも特に染斑を生ずる人造絹糸には適當なり

◆直接染料の堅牢度に就て

直接染料を以て人造絹糸を染色したるものは其染色堅牢度は建染々料、媒染々料等のそれに比較するときは劣れることは勿論なれども染料によりて日光、水洗、汗等に相當堪へ得るものあり、或種のものは日光に對してクローム染料以上の堅牢度を有するものあり

金屬鹽酸所理及直色法に依りて堅牢度を増す

染料は次章に於て述べ、本章に於ては直接に染色して得らるゝ染料に就きての堅牢度に就きて述ぶ

次記の染料は日光に堅牢なる染料にして多數の染料中より撰擇したるものなり。參考として日光に堅牢なる染料をも併記す

日光に堅牢なる直接染料

赤色、緋色、時色

ベンゾ、ライト　レッド8BL
クロランチン　ファスト　レッド8BL
〃　ファスト　レッドR
ナフタミン　ファスト　レッド7BL
〃　ライト　レッドR
ダイアミン　ファスト　レッド8BL
クロラミン　レッド　B　3B
ダイアミン　ローズ　BBDT

黄　色

クロランチン　ファスト　エロー4GL
〃　〃　RL
ヒラミン　エロー　G
〃　〃　R
ナフタミン　エローBN

橙　色

クロランチン　ファスト　オレンヂTRL
ナフタミン　オレンヂ　G
〃　〃　2R
クロラミン　オレンヂ　G

褐　色

クロランチン　ファスト　ブラウンRL
〃　〃　3GL
ナフタミン　ブラウン　4G
ベンゾ　ファスト　ブラウン3GL、LR

黒色

ベンゾ　ファスト　ブラウン　GR
〃　ブラウン　5R
コットン　ブラウン　R
ベンゾ　ブラウン　BR、NB
コットン　ブラウン　AN
トルイレン　ブラウンB、BBO、M、R、VO

青　色

ブリ、アント　ベンゾ　ブルー　6B
チカゴ　ブルー　6B
ダイアミン　ブルー　6G
〃　スカイ　ブルー　FE
ブリ、アント　コットン　ブルー6B、R
ナフタミン　ブルー　12B

紫　色

ナフタミン　バイオレット　FB、BE

黒　色

コロンビヤ　ブラック　B、2B、R
オキシ　ダイアミン　ブラック　N

◆鹽基性染料染色法

鹽基性染料は一般に各種人造絹糸に對して次表の如き染着性を有す

シャールドンネ人造絹糸

人造絹糸中最も親和力大にしてタンニン酸の媒染を施さずして染着す

キュープラアンモニウム人造絹糸

直接染料とは反對にして鹽基性染料に對しては親和力大ならず

ヴイスコース人造絹糸

シャールドンネ人造絹糸よりも親和力劣れども木綿よりは良好にして、淡色にはタンニン酸媒染を施さずして染色す

醋酸纖維素人造絹糸

高温度に於て染着し、染色したるものは日光に大いに堅牢なるは注目すべきことにして他の人造絹糸とは大いに趣を異にす

ヴイスコース人造絹糸染色法

鹽基性染料は淡色の場合には媒染せずして染色するを可とす、これタンニン酸は分子量大にして吸收に斑を生じ、從つて染斑を生ずる原因となる。堅牢度を増加せしむるために染色後タンニンにて所理するを可とし、尚タンニン酸にて媒染するときは色相の變化を來し恐れあり殊に鐵分の存在に於て著しければこれに代ふるにカタノールを使用するを便とし、色相はタンニン酸より鮮明にして且少量の鐵分の存在は差支へなし、但しカタノールは硫黄を含有するを以て銀糸を交織するときは黑變することに注意せざるべからず

カタノールにて媒染するには次の方法に依る

濃　色

タタノール　一〇〇
ソーダ灰　六〇
食鹽　五〇〇
摂氏五〇—六〇度にて一時間所理し水洗す

中　色

タタノール　五%
ソーダ灰　二%
食鹽　一%
摂氏五〇—六〇度にて一時間所理し水洗す

淡　色

タタノール　二%
ソーダ灰　一%
食鹽　二〇%
摂氏五〇—六〇度にて一時間所理し水洗す

染料は酸醋一—三を使用して温液（六〇—七〇度）にて行ひ最初は冷浴にて徐々に温度を上昇せしむ。鹽基性染料は往々螢光色の染色に應用す、今實例を示せば次の如し

〇、〇八%　メチレール　バイオレット
〇、〇八%　オーラミン　バイオレット
〇、〇五　マラカイト　グリーン
〇、一　〃
〇、〇五　メチレール　バイオレット
〇、一　〃
〇、〇五　メチレール　バイオレット
〇、一五　ローダミン　バイオレット
〇、一　〃
〇、〇五　〃
〇、〇五　〃
〇、〇五　〃
〇、〇五　〃
〇、〇八　〃
〇、〇八　〃
〇、〇七　〃
〇、〇七　〃
〇、〇七